

第393回南国市議会定例会会議録

第4日 平成28年12月8日 木曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教育長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員 事務局局長	細川千秋君
農業委員会 事務局局長	土橋愛君	消防長	小松和英君

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

＊

議事日程

平成28年12月8日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） おはようございます。公明党の浜田でございます。生活者の目線に立ち、通告に従いまして第393回定例会の一般質問をさせていただきます。

最初に、福祉行政ということで、聴覚障害の方々に関する質問を行います。

市役所の窓口対応といたしましては、聴覚障害の方が来庁されたときなどは、恐らく筆記による意思疎通が図られていることと思います。実は、それでは、なかなか役所の方の言わんとすることが聴覚に障害のある方には伝わりにくい現状があるということを、福祉事務所長には

御認識いただいていることと思います。特に、生来聞こえない方は、音というものが認識されていませんので、言葉に対しても理解が乏しいものです。

例えば、議会初日の市長報告の中から一文を例にさせていただきますと、「この人口減少や高齢化、またその影響による経済の低迷等への対策として」という文書を聞こえない方にどうお伝えするかということですが、人口、減る、高齢者多くなる、そのために経済下降する、それに対応する計画というようなことになろうかと思われます。窓口で行政の書類を見ましても、わからない言葉が並んでいるため、聞き直しをしてみますが、やはりわからないので、わかったふりをして帰っていくこともあるということです。

交通事故に遭遇した場合も、相手の健常者の言い分が警察にははっきりと伝わりますが、聴覚障害者の言い分は通じないこととなります。相手方の過失が大きいとしても、結果、こちらの過失が大きいことになってしまう場合もございます。そして、いつも仕方がないと諦めている現状がございます。病院などで少し手話ができる方が通訳した場合、よかれと思ってくださったことが実は間違った表現になって、本人の状態が医師に正しく伝わらないこともございます。

そんなさまざまな不便や生きづらさを感じている聴覚障害者のために、南国市としての対応として、正式な手話通訳の資格を持った方を庁内に配置し、かつ病院や警察などにも出向させることができるシステムをつくるべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。ちなみに、安芸市では既に導入をされているとのことでございます。

2つ目に、手話言語条例につきましてお尋ねいたします。

市議会議員全議員の御賛同を得まして、手話言語法制定を求める意見書を平成26年6月25日付で提出させていただいた経過がございます。聴覚障害者にとりまして、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段でございますが、日本語を手指や表情にかえて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語でございます。基本的に、もともと日本語は知らないと思ったほうがよいかと思えます。ゆえに、さきに述べましたように、筆記などでは意思が伝わらない場合もできるわけでございます。

平成18年に国連総会におきまして採択され、平成20年に発行されました障害者権利条約の条約2条におきまして、手話は言語として国際的に認知されたところでございます。聾の方々への社会参画のために、また聾の方々の人権を守るためにも、手話に対する認識の普及や聾者に対する理解を社会全体にも広げていく、そのために本市でも手話言語条例の制定をすべきではないかと思うところでございます。既に、全国55の自治体でこの条例ができています。高知市も

本年3月25日に成立させ、7月1日より施行されております。福祉事務所長の御所見をお伺いいたします。

3点目に、手話通訳養成講座につきましてお伺いいたします。

手話は独自の語彙や文法体系を有していることをさきに述べましたが、単なるサークル活動で日常的に手話を覚え、コミュニケーションを図ることは大切なことであります。大いに普及していかなばなりません。しかし、本当に大切な場面、病気のととき、災害時など、表現が少し違ってしまつてとんでもないことも起こり得る場合もございますので、手話通訳として国家試験に合格した人をふやしていくということも欠かすことはできません。

現在、社協に在籍しておられる岸本さんが福祉事務所長であったころのことですので、随分以前のこととなりましたが、南国市で手話通訳養成講座を2度にわたって行っていただきました。手話通訳者として国家試験を受けるためには、まず基本・応用と何十時間も受講し、次に県レベルの講座を受講し、その後、国家試験に臨むことができます。その最初の段階である市町村レベルでの講座を再開していただきたいと思うところでございます。南国市でその計画がございましたら御説明をお願いいたします。

続きまして、環境行政についてお伺いいたします。

香南清掃組合の新ごみ処理施設も完成となり、近く火入れ式が行われるということで、御同慶にたえないところでございます。

さて、国の平成28年度第2次補正予算には、環境省として循環型社会形成推進交付金が廃棄物処理施設分として配分されることとなっております。その目的の一つといたしまして、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立分散型のエネルギー拠点として役割が期待できるとの目的のもと、事業概要は市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援となっております。廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、地域における自立分散型エネルギーの拠点施設を構築していくことが期待される効果となっております。

そこでお伺いいたします。

旧の施設におきまして廃熱利用を行ってきたわけでございますが、新しい施設となつての廃熱利用は以前より進んだものになるのでしょうか、新旧の違いがございましたら御説明をいただきたいと思ひます。

国の第2次補正予算では、市町村の一部事務組合などに高効率なエネルギー回収を行う施設

の整備費として経費の3分の1が交付されるということですが、それは老朽化している処理施設の更新に対する補助が中心であるかと思います。本市は既に新しい処理施設が完成しましたので、新施設のエネルギー回収をさらに大きく活用できるシステムにしていく可能性があるのであれば、その機能を強化することで自立分散型のエネルギー拠点として大きく貢献できるのではないかと思います。補正予算を活用してそういったことが可能であるのかどうか、あわせてお伺いいたします。

2つ目に、ごみのポイ捨て防止条例に関しましてお伺いいたします。

前回の定例会では、委員会で否決された原案が本会議では可決となりました。その折に、私から罰則の適用範囲が全市になるように今後の努力を求めました。

まず、これまでもごみのポイ捨てに対する罰則が、市内の一部市街地に限られていた理由につきましてお伺いいたします。

犬のふん公害に対する罰則もそれに準じたわけですが、全市に適用するためには越えなければならないハードルがあるのでしょうか。あるとすればそれはどういうハードルなのか、お伺いいたします。また、適用に向かって手続をとっていくとすれば、どれぐらいの時間を要するのかをお聞かせください。整理する意味で聞かせていただきたいと思います。

ふん公害といえば、犬だけではなく猫もあるわけですが、猫の繁殖はすさまじく、かつては野良猫を多く見かけることがございました。近年は、私の住んでいる地域ではこの野良猫を余り見かけなくなりました。飼い猫の場合も、近隣の住宅にお構いなしに侵入していることもございましたが、それも今は見受けることも少なくなりました。飼い主の皆さんが高いモラルを持って飼ってくださっている現状だと思われませんが、環境課では南国市における猫の現状をどのように把握されているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、病児・病後児保育につきましてお尋ねいたします。

前回の9月議会で病児・病後児保育につきましてお尋ねいたしました。担当課長からは、女性の就労支援の観点からも、制約の多い保育所だけでなく、今後は保育室を確保できる医療機関などでの病児保育事業実施に向け、関係機関との調整に取り組むことを検討したいという御答弁をいただきました。その後は、子育て支援課が大変に忙しく、このことに取り組む余裕がないようで、進捗状況ゼロ状態にございます。どういう時期に取りかかっていたりするのか、今後の計画につきましてお尋ねいたします。

先月、11月30日の高知放送午後の番組で、働く親をサポートする病児保育という内容が放送されておりました。NPO法人にんにんが訪問型病児・病後児保育に取り組もうとしているこ

とが紹介されていきました。施設型は、ともすれば利用者数が制限されがちです。例えば、インフルエンザのように感染症のお子さんが1人入れば、そうでないお子さんは入れなくなります。それに比べまして、訪問型はお子さん一人一人の御家庭に出向いての保育となりますので、安心して利用できます。ただ、利用料の問題やお子さんが1人である御家庭への御訪問などで、親御さんの思いもさまざまであろうと推察されます。

そこで、病院に併設の施設型とこの訪問型が連携して取り組むことができれば、利用者は選択の余地ができますので、大変使い勝手のよい病児・病後児保育ができるのではないかと思います。これから病院併設の施設型を進めていただく折には、訪問型のNPOとも連携して進めていただけると、南国市の病児・病後児保育は近隣市町村の模範となるような取り組みができるのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

最後に、防災についてお伺いいたします。

現在、学校における非構造部材の耐震化を進めておられますが、その進捗状況につきましてまずお聞きいたします。

本年4月に発生いたしました熊本地震におきましては、学校本体が崩壊する被害がなくても非構造部材に大きな被害があり、避難所としての使用を禁止した施設もあったとのことですので、これは急がなければなりません。そしてまた、避難所となった場合も、洋式トイレの設置や体育館の空調設置などの環境整備ができていなかったことも課題とされています。避難所としての学校の防災機能を一層強化する必要性が確認され、国は緊急的に実施する必要があるとしています。国の28年度第2次補正予算におきましては、学校施設等の環境整備、公立学校が対象となると思いますが、文科省として1,407億円の補正予算額となっております。体育館におきましては、入り口のスロープなどは整備されていると思いますが、避難所となった場合に、高齢者に配慮したバリアフリー化ができているのかといったことも点検していただきまして、予算を獲得し、進めていただきたいと思っております。

熊本地震におきましては、防災拠点などの公共施設にあらかじめ設置されていきました太陽光発電設備や蓄電池などがほぼ全て想定どおりの機能を発揮し、避難民の生活支援や復旧に向けた早期の活動開始に寄与できたとのことですのでございます。地震、集中豪雨を初めとする自然災害が多発する我が国においては、自立分散型のエネルギーシステム構築が喫緊の課題であることから、これを広く普及させていくための強力な支援が重要であるとし、国は防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業としての第2次補正予算が組まれていると思っております。補助率4分の3ないし2分の1の補正予算を組んでいる

ことと思っておりますが、これを利用すれば公民館などへの太陽光発電の設置が進むのではないかと思うところです。三和の公民館など、近年建設されたところは既に設置できていると思いますが、避難場所として設定される部落公民館や保育所なども対象になるのではと思いますが、御所見をお聞かせください。

防災の最後は、聴覚障害者のために取りつけていただきました防災行政無線の戸別受信機にさらにもお願いしていますパトライトのことでございます。お約束いただきまして以来、随分と時間がたちましたが、その後、どのようなことになっているのか、お伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 中村俊一君登壇〕

○福祉事務所長（中村俊一君） 浜田和子議員の御質問にお答えします。

ちょっと順番のほうは変えて、最初に手話通訳者の養成についてお答えをしていきます。

手話通訳者の養成につきましては、市町村の実施する手話奉仕員養成課程を経た後、これが入門課程32時間、基礎課程48時間となっております。その後、県の実施する手話通訳者養成課程を受講し、さらに登録試験に合格すれば都道府県の認定する手話通訳者として登録されます。この上に、厚生労働大臣が認定する手話通訳士という資格がございますが、合格率が平均20%ということで、まだ県内には20名足らずしかいないということをお伺いしております。

手話奉仕員養成研修事業は、国の補助事業であります地域生活支援事業におきまして必須の市町村事業とされておりますが、講師や受講者の確保などの問題により、しばらく実施しておりません。平成29年度におきまして、香南市、香美市との共同実施を計画しており、平成29年度当初予算要求を行っております。3市とも予算が議決いただけましたら、新年度早々、他の2市と具体的な内容について協議を行ってまいります。

次に、手話通訳の有資格者の配置についてお答えいたします。

手話通訳者の配置につきましては、かねてより一般社団法人高知県聴覚障害者協会から常設の要望があったところですが、必要な時に手話通訳者を派遣することや窓口では筆談での対応としてきたところです。この聴覚障害者協会の東部支部長様が先ごろお見えになりまして、今、議員の質問されたような内容のこと、先天性の方は筆談では伝わりにくいかということもお聞きしましたので、平成29年度には有資格者、これは手話通訳士と考えておりますが、配置する方向で検討いたしておりますが、具体的な就業の形態とかにつきましては、なお庁内で協議を行っております。

最後に、手話言語条例につきましてお答えいたします。

高知市さんの条例第8条、施策の推進を拝見いたしますと、手話の理解・普及を図ること、手話ができる環境を構築すること、聾者の社会参加の機会拡大を図ることなどとなっております。まずは、本市でも手話奉仕員養成研修や手話通訳士の配置などにより、手話をもっと身近に感じられるような環境・風土づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） おはようございます。

浜田和子議員の環境行政につきまして、また防災に係る御質問のうち、環境省の事業についてお答えいたします。

まず、香南清掃組合についてですが、来年4月からの稼働に先立ちまして、試運転のため今月、12月26日から新施設での可燃ごみの受け入れを行います。

廃熱の利用につきまして新旧施設の違いは、まず新施設では旧施設で行っていなかった蒸気タービンによります発電と太陽光パネルによる発電を行います。発電により施設の電気を賄うとともに、余剰が発生した場合は売電を行う予定でございます。また、旧施設におきましても廃熱による温水利用は行っておりましたが、新施設では新たに場内に足湯施設を設置しまして温水利用をいたします。現在のところ、それ以上のエネルギー回収やその他へのエネルギー利用は計画しておりません。さらなる高効率のエネルギー回収につきましては、今後の技術革新によるところもあろうかと思いますが、香南清掃組合の意向も確認しつつ、長期的に検討していくべき事項かと考えております。

次に、前後いたしますが、関連がございますので、環境省の防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素に資する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業についてお答えいたします。

当該事業は、補助率等の変更はあるものの、環境省が平成23年度から平成26年度まで実施してまいりました再生可能エネルギー等導入推進基金事業、通称グリーンニューディール基金事業を承継したもので、高知県も平成25年度に採択を受けて基金を創設しております。南国市では、この県基金を活用しまして、保健福祉センターや後免町防災コミュニティセンターに太陽光発電と蓄電池、また十市小学校に蓄電池を設置しております。平成27年度には、防災拠点等への再生可能エネルギー等導入促進事業と名称が変更されまして、市が直接国へ申請を行う方式となりましたが、これを活用しまして南国市消防本部及び北部出張所に太陽光発電と蓄電

池を設置したところ です。

御質問の事業に関しては、地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難所等の市または法人が所有する施設が対象となっておりまして、部落有の施設は対象外となっております。これまでに、他の市の施設につきましても事業の活用を検討してまいりましたが、屋根の強度不足や施設の構造の問題により安全が確保できないなどの理由で補助申請には至らず、11月までで当事業申請の受け付けも終了しております。しかし、浜田議員の御質問のとおり、防災機能の強化と地球温暖化対策に有効な事業でございますので、活用できる施設につきまして、今後も国の動向を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみのポイ捨て防止条例についてお答えします。

当条例につきましては、9月議会で改正案が可決されまして、犬のふんの放置につきましても条例の禁止事項に加えたところ です。あわせて、重点地域が設定されておりまして、都市計画法に基づく住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域での犬のふんの放置は3万円以下の罰金に処せられます。浜田議員御質問のとおり、重点地域につきましては、ポイ捨てのみを罰則の対象としておりました改正前より定めておりまして、地域の指定に当たりましては、ポイ捨てが多く発見された地点、あるいは県外・市外からの来訪者が多いJR後免駅前や国分寺の遍路道、あるいは石土池などの清掃活動が活発な地域が指定されております。このように、重点地域を指定する手法につきましては、全国自治体で多く見られ、例えば東京などで駅前など人通りの多い場所をポイ捨てや喫煙禁止エリアに指定している例は御存じのとおりかと思えます。適正な重点地域のあり方や地域の変更につきましては、今後施策を進めていく中で検討していくべきことではありますが、現在、さきの改正条例の施行前の段階でもございますので、その条例規則の規定するところで状況を確認してまいりたいと考えております。

南国市における猫の状況についてですが、猫につきましては登録制度があるわけではございませんので、数などについて回答はできません。野良猫または近隣の飼い猫による被害の苦情は、依然として後を絶ちませんので、市としましてはふんの放置という観点ではなく、室内で飼うように飼い主に指導したり、伝えたり、野良猫に餌を与えないよう広報等で啓発を実施しているところでございます。このほか、県は雌猫の避妊手術に対する補助を行っております。また、ことし6月には犬猫の殺処分を減らすため、飼い主を探してくれるボランティアを募集し、実施要領を定め、譲渡ボランティア制度を6月から運用しております。地域差はあろうかと存じますが、浜田議員の御質問のとおり、野良猫を余り見かけなくなったということでございますれば、このような取り組みの成果かと存じます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） おはようございます。

浜田和子議員さんの御質問である病児・病後児保育の実施についてお答えをいたします。

9月議会にて病児保育の検討を進めることを答弁しておりましたが、浜田議員さんがおっしゃられるとおり、その後、具体の協議ができておりません。仕事と子育てが両立できやすい環境を整え、南国市における子育て支援を推進するためには、安全・安心な保育施設の実施とともにファミリーサポートセンターの開設、放課後事業の充実、そして病児保育の実施が必要であると考えております。子育て支援課では、これらの事業を計画的に進めていかなければならないと考えております。

施設型と訪問型の病後児保育の併用について、御提案ありがとうございます。9月13日に設立されましたNPO法人にんにんは、訪問型病児保育の実施に向け、準備を進めているとお聞きしております。近々、法人の代表の方に取り組みについて聞かせていただく予定をしております。また、施設型病児保育については、既に実施をしている高知市及び委託先の医療法人などを訪問し、南国市への病児保育実施について研究を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） おはようございます。

浜田和子議員さんの御質問にお答えをいたします。

市内小中学校の非構造部材の耐震化については、小中学校17校中14校が現在完了しております。現在、工事を行っております香長中学校と鳶ヶ池中学校、間もなく始まります日章小学校を含め3校も今年度中に工事が完了する予定となっております。

続きまして、避難所となる体育館の空調設備の設置やバリアフリーについてでございますが、まず空調設備につきましては、有利な補助事業があれば検討してまいりたいと思います。しかしながら、非常時以外の利用もあることを考えると、多額のランニングコストを考えなくてはならないことや、安定した室温設定を確保するためには空調設備の設置だけでなく、その時点で大規模な改修も必要になってくるのが予想されますので、現状では体育館の老朽化への対応時でありますとか、体育館の建てかえ時に空調設備を検討することが現実的ではないかと考

えております。また、バリアフリーについてでございますが、体育館の入り口部分は現在バリアフリー化されておりますが、議員さん御指摘のとおり、避難所生活をする上でトイレ等避難所利用者に不自由な箇所がないか、今後関係各課とも相談の上、調査して対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） おはようございます。

浜田和子議員さんの御質問につきましてお答えいたします。

ことし3月議会で聴覚障害者の世帯に設置しております文字表示板付戸別受信機に非常を知らせるライトの整備について御質問をいただいております。

ライトの設置方法について、当初は戸別受信機のスピーカー部分に着信音検知器をつけ、音声放送が流れたときにその音を検知し、ライトが光るという方法を検討しておりましたが、その設置方法になりますと、ライトの作動と文字放送とに時間差が生じることになります。防災行政無線の放送は、まず音声放送が流れ、その放送が全て終わった後、文字放送が送信されることから、緊急地震速報の場合には音声放送でライトは光りますが、緊急地震速報に関する文字情報が流れるまでの時間的な差は、放送時間によって異なりますが、約60秒から90秒と考えられます。数秒から数十秒で大きな揺れが来ることを知らせる緊急地震速報では意味がありません。そのほか、文字放送を行っていない行方不明者の搜索の放送などは、光った後文字情報は流れないため、誤報であるかのような状態にもなります。これらのことから、戸別受信機にライトを連動させた場合、情報の速報性の問題や文字表示板に表示されない放送など、ライトの作動に問題があることになります。戸別受信機を活用せず、緊急警報放送対応ラジオや緊急地震速報機を活用することにより、緊急地震速報を受けてライトが光るといようなものを来年度に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

聴覚障害者のことのさまざまですけれども、答えよいところから答えをいただきましてありがとうございます。通訳者の配置についても、前向きにやっただきしているということですので、今年度中にはその決着をちゃんとつけて、来年度からは手話通訳者の配置ができるよう

にということでぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

言語条例なんですけれども、これ鳥取県が全国の自治体で初めて手話言語条例の制定をいたしましたのが2013年10月、市町村で全国初となったのが石狩市です。そして、高知では先ほども御紹介ありましたけれども、四国で2番目となる条例が本年3月に可決され、4月1日から施行されているわけなんですけれども、いずれの場合も素案をもとに、聴覚障害にかかわる多くの方々が参加のもとに練られたと思っています。ただ単に、この条例ができたっていうだけのことにするのではなくって、皆さんが検討し合いながら時間をかけて盛り上がっていくということが大事ではないかと思っています。

高知市の条例を見た場合も、こういうことだけなのかなと思うかもしれませんが、できたときの喜びが、聴覚障害者の方がたくさん集まられて、高知市長と一緒に笑顔で写真を写されているのがネットにあると思うんですけれども、皆本当に心待ちにして、このことができて、聴覚障害者が自分たちの人権が認められたというような思いがするわけなんです。そういう意味合いからも、単なる条例という捉え方ではなくって、聴覚障害者は世界中にいるわけなんですけれども、アメリカ人なら英語を知っててやっていると、日本人なら日本語がわかってて手話をやっているとかいうんじゃないで、別個の、言うたら人類の集団と思っていただくぐらい、言葉ということを知ることがないんですから。ですから別の言語を持っているわけなんですけれども、そのことを市民の方々が皆認識していただけているのかどうかということが、まずすごく大事な問題になると思うんです。聴覚障害者ってというのが、どういう思いで生きててどういうことなのかという、その立場に立って考えていったときに、人権を認めていくという、もう本当にこの条例の制定の意味合いってというのは大きいんです。ですから、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思っています。南国市は副県都市でございますから、高知市の次には南国市がやってしかるべきだなあと私は思うわけでございます。

そして、以前に男女共同参画社会の条例をつくられたときに、あつという間に条例ができた記憶があるんですけども、そういうことではなくって。ただ条例をつくったらいいということじゃなくて、そのことによって、そのことに対する意識がどれだけ市民の皆様に反映していくかという、手順を追ってつくっていくということが大事なわけです。これを私が提案したけれども、とつてもそつけない返事だったように私は受け取りましたので、どうか前向きにこのことにどう取りかかっていくのか、市役所の方ももちろんですし、聴覚障害の協会の方、聾にかかわっている方々、手話を学んでいる方々、そして市民のさまざまなところで中心になって頑張っている方々なんかみんなそろって、どういうふうに南国市としてはやっていったらいい

いのかというところから、切磋琢磨して仕上げていただきたい条例だと私は思いますので、ぜひ取りかかっていたきたいと念を押して、お願いをしておきたいと思います。

養成講座のほうも、市の分をやって、市は奉仕員という場合もありますので、通訳者の試験ってもう本当に国家試験難しくて、なかなかそこまでたどり着くのは難しいかと思いますが、これをやることによって奉仕員っていう立場になっていくと思うんです。ですから、そういう意味でも、この手話というものが一つの言語である、英語、日本語、韓国語、手話っていうふうに、言語として捉えていただけるような社会づくりというものに対して頑張っていていただきたいと思いますので。これは来年度の予算にということでございますので、期待をして、どれぐらいの方にお集まりいただけるかということも一つの課題だと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、環境のことでございますけれども、廃熱利用、今回新しい、新になって随分とエネルギーとしてはたくさんふえるんですかね、新しく足湯なんかもやるということなんですけれども、分散型エネルギーのほうに対して貢献していくという意味合いで、少しでも、できればふやしていければというふうに思います。どっかでいろんな形でこの再生エネルギーがふえていかなければ、ほかのだめなエネルギーを減らしていくことができないという現状もあると思います。日本全国でやっぱり国としても懸命に取り組んでいる内容だと思いますので、もしさらに予算要求して、さらに何か附帯としてその施設で行うことができるのであれば、ぜひやっていただきたいと思います。

ごみのポイ捨て防止条例ですけど、これ、さっきの課長の御答弁では、全く全市にしようということは考えておられないというふうに受け取れました。どういうことでこういうふうになっているかという説明はあるんですけれども、全市にするためにはどうしたらいいのかという説明が不足じゃないですか。全市にしてほしいということ、条件つきだったと私は思うんですけど、あの条例を通したときに、全国的にそうであるとかいうことではなくって、南国市として不公平のないようにという考え方があるわけですから、これを全市にするためにはどうしたら全市にすることができるかということ、これを課長は考えているのかどうかというところは見受けられない。これ、このまま現状でいくというふうにしか、先ほどの御答弁ではとれなかったわけですけども、これをもう一回。この間のときにも決意もしていただきたいというふうに、いろんな形で話をさせていただいたことだと思いますけど、全く変わっていないというようにしか思えないんですが、このことについて庁内で検討はされたんですか。これ、しっかり検討をなさって、どうすることがいいのか、もし現状のままが最適と思うならば、はっきりとそれを

表明していただけたらうれしいですね。ただ、そのところが全市にやってほしいという皆さんの意見に対して納得のいける説明ができれば、皆さんが納得してくだされば、それはそれで可となると思うんですけども、今はそうではありませんので。納得していただけるようにするのか、全市にするのか、その姿勢が全く感じられていませんので、よろしくもう一遍御答弁、どうするのかこれからね、お答えをいただきたいと思います。

それから、猫の現状ですけれども、このポイ捨て条例の中には猫のことは入れてない、猫っていうのはなかなかつかみにくいところもありまして、条例の中に入れるのは難しいかもしれませんが、南国市でもあちこちに野良猫がいるということで。例えば東京の新宿区では地域猫対策というのを進めていまして、野良猫をめぐるさまざまな問題の解決に取り組んでいます。全国にその解決の事例を紹介して回っているNPOがございまして、動物愛護の観点からもその取り組みを訴えられています。この猫の対策というと、虐待のように考えられそうですけれども、実はそうではなくって、動物愛護の観点からもしっかり守られる方法で、この野良猫対策というのをやっているNPOがあるんです。

この間、11月5日に高知市でもそのセミナーがございまして、私も参加してみました。ですから、この野良猫の対策においては、部落単位での取り組みっていうことになっているんですけども。そこで猫に対する、だんだんと野良猫が減っていくようにするため、もちろん不妊のことがあるわけですけれども。餌もどのようにして渡す、餌をやらないっていうんじゃなくて、餌もやりながら、大事にしながら減らしていくことをやっているNPOがありますので、ぜひこれも参考にさせていただいて、今後の取り組みによりしくお願いしたいと思います。

病児・病後児保育でございますけれども、本当に忙しい子育て支援課の皆さんに申しわけないんですけども、やっぱりこれ病院併設ということは相手があつてのことですので、病院側がやってくださるところがないとできないわけですよ。ですから、その取っかかりも急がないとますますおくれていくかなあと思うんで、近々にんにんの方とお会いしてというお話も出ましたので、そっちのほうもお話を聞いて取り組んでいく方向になるのかなというふうにも思いますけれども。物すごく皆さんが、これからまた風邪の季節にもなればなおのこと、病院併設とかいうこと、また訪問型とかいうことも、保護者の皆さんにとっては望まれているところがございますので、ぜひ早い取り組みをよろしくお願いをしたいと思います。

防災のほうですが、非構造部材、進捗状況がすごくいいようでありがたいと思いますけれども。体育館などの空調、バリアフリーは点検をしてくださるとおっしゃいましたけれども、空調の場合、老朽化とかそういうことが問題で、建てかえのときにと、そういうふうにおっしゃ

ったわけですが、これどうなんですかね、危機管理課長としては、建てかえがいつになるのかということ把握しています、それは何年先になるかわからなくて。国は熊本地震のこの状況を受けて早急に耐震化を完了させる必要があると、そういうことで第2次補正予算を組んだわけですね。ほんで、この必要性を国が感じているけれども、それはそれとして、うちはもう建てかえなできんき、待つぞねと。そのときにこんな補正予算がつくのかどうかっていうことは、わかりませんが、こういう老朽化して空調もつけられないところを避難所に指定してるわけですね、危機管理課としては、この状況でいいのかどうかっていうことを、危機管理課長はどのように思われるのか。

それともう一つ、市長はどのようにこの問題を思われるのか。維持費も要るかもしれませんが、極力平時には要らないと思うんです。大きい集会があるとかいうときはつけても、体育に使っているときには絶対必要はないと思いますのでね。地震に対しては非常に高知県も頑張ってるけれども、建てかえたときについていうのは、地震はしばらく来んぞねというふうにも聞こえるわけです。だから、こちらの取り組み姿勢としては、余りにも悠長ではないかなあというふうな気もするんですけど。これが空調がなくても十分大丈夫だったよという反省があったらいいんですけども。熊本でこれが大きな反省になっているわけですよ、だから国が取り組んでるといふ、この前提を受けられないというこのジレンマの中で、南国市どうしていいのか、市長及び危機管理課の御答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 教育委員会並びに危機管理課と、今後の取り組みについては十分協議していきたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（中村俊一君） 手話言語条例の2問目の御質問についてお答えいたします。そっけなく申したつもりもございませんでしたが、そのような印象を与えてしまって申しわけございません。

申しました、手話奉仕員養成研修や手話通訳者の配置などにより、もっと身近に感じられるような環境・風土づくりに努めてまいりますというのは、いわゆるただ単に条例をつくるのではなくて、機運の醸成とかそういうことで申し上げたつもりではございます。自立支援協議会とか聴覚障害者の団体の方の御意見もお伺いしながら、制定についての研究を進めてまいりますと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 浜田議員の2問目にお答えしたいと思います。

ごみのポイ捨て条例につきまして、罰則規定を市内全域に適用するつもりがあるかどうか、予定があるかどうかという御質問でございますが、議員御質問の中でも不公平というお言葉が出ました。また、さきの常任委員会では憲法違反じゃないかと、法もとの平等に反しちゃあせんかという御意見もいただいたところでございますが。庁内での取り組みにつきまして、私も罰則規定について提案するなら提案するなりの理由が要ります。率直に申しまして、この罰則規定が地域内で限定的に罰則が適用されるということにつきまして、これが憲法でいう法もとの平等あるいは不公平、不平等なのかということにつきまして、私そういうふうに認識しておりません。不公平だとは思っておりません。ゆえに、少なくとも現段階で、まだ施行前のこの段階です、何と申しますか、範囲を拡大していこうという、何と言いますか、動機と申しますか理由がございません、と考えております。

あと、猫につきましては、御紹介いただきました先進地事例等については、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 浜田議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

まず、体育館の建てかえ時期につきましては、現在把握はしておりません。施設台帳のほうについては、所有というか、それはいただけてますけれども、建てかえ時期についての分については、いつするかというのは把握しておりません。

それから、あと体育館などの避難所での生活につきましては、少しでも負担の少ない避難所生活を送る必要があると思います。送らなければならないと、そういうふうに考えておりますので、環境には配慮した対策をする必要はあると考えております。財政面や、施設の管理の所管の担当課とも協議をしながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） ありがとうございます。

福祉事務所長、それぞれの課題に対して、しっかりと前向きに行っていただけるというふうに認識をさせていただきましたので、どうぞよろしく願いをいたします。大変皆さんが喜ぶと思いますので。

それと、ポイ捨て条例ですね、さっきの説明で皆さん納得する説明になってると御自身が思っておられるのかがちょっと私も理解に苦しむんですが。私は憲法のことなんか自分自身は言うておりません、不公平という言葉しか使っていませんけれども。あなたは憲法違反とか、そういうことではないということでおっしゃっているわけですけども。拡大していく理由がないとおっしゃったわけですけども、理由がないのはどうしてかを知りたいわけですが、皆さんが。拡大する必要がない理由はなぜなのかというところまで説明がなかったら、納得はしていただけないんじゃないですか、結論だけをおっしゃっても。ですから、そこを聞いているわけですが。納得させるような論理を提示するのか、前向きにやるのか、どっちなんですかっていうことを言っています。このことを今、私が言っても、もう環境課長のほうでは答弁はできないと思いますので、どうかしっかりと庁内で練り上げていただきたいです。できないならできない理由をはっきりきちっと説明して、皆さんが納得できるように説明したらいいことです、それは。それかやるか、どっちかしかないわけですから、そこをしっかりとぜひお願いをしておきたいと思います。

それと、防災のことの体育館のことですけども、やっぱりこれも市長が各課と連携しながら検討していくとおっしゃっていただきましたので、しっかりと期待をしたいと思います。多分、29年度にもこの予算は国はつけると思いますので、できないことではないかなあと、体育館をどうするかということは残るかだと思いますけれども。今のところへそのままつけて、それがどうなるのかということところからも検討していただければ、何らかの効果があるかどうかということまで検討する余地はあるんじゃないかと思いますので。市長の御答弁をいただきましたので、これでよしとしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 7番土居恒夫君。

〔7番 土居恒夫君登壇〕

○7番（土居恒夫君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。どうも憲法問題が出ましたけど、ちょっと私のほうはもっとレベルの低い話で大変恐縮ですが、御清聴お願いします。

私からの質問は、災害廃棄物処理対策について、処理計画と広域連携は十分にできているかと、歯周病の怖さについて、がん教育について、スーパー食育スクールに指定されている十市小学校の成果と課題について、そして「広報なんこく」についての、以上5項目について順次質問させていただきます。

1 項目めの災害廃棄物対策について、この件につきましては高木議員、そして私のほうでも質問をさせていただきましたので、その確認のためにお伺いいたします。

災害時には、ふだんできていることすら満足にできないと言われていています。想定外の激甚災害の場合には、災害廃棄物に対応する行政自体が被害を受け、平時よりも難しい状況の中、困難な業務に当たることとなります。また、災害発生時には早期復旧・復興に対するプレッシャーが大きく、ゆっくりと時間をかけて処理の方法を検討するわけにはいきません。

そこで、発災後にどのように災害廃棄物処理に対処するかを事前に定めたものが災害廃棄物処理計画です。この災害廃棄物処理計画は、国において東日本大震災の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物対策指針が平成26年3月に策定され、各都道府県や市町村ではこの指針に基づき、処理計画を作成することが求められています。

近年は、さきに述べた東日本大震災、広島土砂災害、昨年発生した関東・東北豪雨、そしてことしに入っても北海道豪雨、熊本地震、鳥取地震など、膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻繁に発生しています。昨年9月の鬼怒川の堤防の決壊により、市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れきなどの災害廃棄物の対応に追われ、復旧作業に支障を来しました。

平成26年から平成27年にかけて環境省が実施した調査によると、都道府県の約2割、市区町村においては約3割しかこの計画が作成されていないそうです。先ほど述べました茨城県と常総市では計画が未定でした。

ただ、計画を作成していても、想定外の災害には迅速な対応困難を来した例があります。それは、熊本地震です。熊本地震の発生から1カ月経過した状況ですが、建物の倒壊で生じた瓦れきなどの災害廃棄物発生量は最大130万トンに上り、その後、4月から9月では195万トンとなっています。熊本県では2年以内に処理することとしています。新聞報道によりますと、特に大きな被害を受け建物が倒壊した益城町の災害廃棄物処理の担当者は、倒壊した建物の撤去はこれからなのに仮置き場は既に満杯、どう対応していいのかわからないと言っています。

熊本県も、県北部を中心に一時仮置き場を選び、49カ所を確保していました。震度7を記録した最初の4月14日の地震後、自治体の初動は比較的早く、益城町では翌15日、小学校跡地を仮置き場に指定、しかし16日に今度は本震の震度7が起き、益城町では建物の崩壊が相次ぎ、仮置き場はすぐに満杯になり、受け入れを中止しました。また、熊本市では、一部の焼却場が被災し、機能を失いました。つまり、処理計画を作成していた熊本県や市町でも、今回のような震度7の地震が2回起きるような想定外の事態には誤算が生じるということです。

環境省によりますと、熊本県と大分県の災害廃棄物は100万から1,300万トンに上り、2004年の新潟県中越地震の60万トンを大きく上回り、そして東日本大震災の2,000万トン、阪神大震災の1,500万トンに次ぐ大量な量になるとの見通しです。廃棄物を放置するとアスベストなどの有害物質が飛散したり、火災が発生したりするおそれがあります。仮置き場を早く設けて、木材など可燃物とコンクリート片などの不燃物を分別するのが鉄則です。また、適正処理困難物や、し尿の処理も重要です。

環境省は、南海トラフ地震や首都直下地震を想定し、広域処理の体制づくりに着手しています。特に、南海トラフ地震では、最大3億5,000万トンの廃棄物が生じ、被災地だけでも6から20年の歳月がかかるとしています。このことから、被災地以外も巻き込む仕組みとして、全国を北海道から九州までの8ブロックに分け、地域ごとに自治体と関連企業が集まる協議会を設置し、発災時に域内で手分けして処理することにしています。また、昨年9月に、関連学会や業界団体が参加する災害廃棄物処理支援ネットワークが発足して、実際に今回の熊本地震でも仮置き場のアスベスト対策や分別の指針などを、自治体に向け、きめ細かく発信して成果を上げています。また、神戸市や広島などが相次いでごみ収集車を派遣し、遠隔地の自治体の支援を仰ぐ橋渡しでもネットワークが役に立ったそうです。

そこで、災害発生前から自治体同士や企業を交え、廃棄物の受け入れ先を決めておく事前協定が必要となります。そのことも含め、本市の災害廃棄物処理計画と広域連携の進捗状況についてお伺いします。

2項目めの歯周病の怖さについてお聞きします。

懐かしいコマーシャルで、リンゴをかじると歯茎から血が出ませんかというコマーシャルがありました。このコマーシャルを知っている方はだんだん少なくなっていると思いますが、歯槽膿漏の怖さは十分にわかったと思います。歯槽膿漏は歯肉炎を放置しておくことで炎症がさらに進んでしまった状態の、重度の歯周病のことを言っています。歯周病とは、歯垢の中の細菌によって歯肉に炎症が起こってしまい、やがて歯を支えている骨が溶かされていく疾患で、結果的に歯を失う原因となってしまう病気です。この歯周病は、虫歯と並んで口の中の2大疾患の一つであり、その罹患率は国民全体の約70%以上で、国民病の一つとして考えられています。先ほども述べましたように、歯周病は口の中に存在する細菌が歯と歯肉の境目の歯周組織にすみつき、増殖し、感染することによって発病します。その状態を放置すると、顎と骨で歯を支える部分の歯槽骨が吸収して、最終的に歯を失ってしまう病気です。

近年では、全身の病気に対する歯周病の影響がわかり始め、中でも糖尿病とのかかわり合い

が注目されています。糖尿病の人は重度の歯周病になりやすいとか、歯周病を治療すると血糖値が下がるといった糖尿病と歯周病の関係について、最近耳にする機会がふえてきています。また、歯周病が重度に進行してしまうと、しっかりと食事ができなくなり、その結果、日常の食生活に悪影響を及ぼし、糖尿病の実態をさらに悪化させてしまうリスクがあります。そのため、歯周病の治療は痛みを伴う自覚症状がない早期の段階から対処することがとても大切なのです。

歯周病は、糖尿病を初め、心臓血管系疾患、呼吸器系疾患、リウマチなどの自己免疫疾患、そして低体重出産というように全身の病気と相互に作用しています。歯周病は気づかないうち痛みなく進行していくため、手おくれになることが多く、感染の始まりは歯垢や歯石の沈着、停滞で歯肉からの出血や腫れの炎症、組織破壊、最後には歯の喪失となってしまいます。最初の歯垢や歯石の除去を早期に定期的に行えば、歯周病は防げるのです。また、たばこも悪影響されていると言われていています。本市では、年6回の総合健診での歯科健診や6月と11月の全市民を対象とした歯科健診での無料検診が行われており、大変この取り組みは県においても評価されています。

そこで、さらに本市の歯周病など歯科健診事業を進め、推進していくための啓蒙、実態、今後の課題点についてお伺いします。

3項目めに、がん教育についてお伺いします。

日本人の2人に1人は生涯がんになり、3人に1人ががんで亡くなる、日本は先進国で数少ない、がんがふえ続けている国でもあります。このがん大国の背景には、急速に進む高齢化があり、高い喫煙率、がん検診率の低さなど課題山積なのです。では、なぜ日本でがん死亡が減らないのか、その原因の一つが、国民ががんをよく知らないことがあるのではないのでしょうか。

そこで、文部科学省は、平成26年から28年度の3カ年でがん教育総合支援事業を実施して、本年度は全国26地域137校でモデル事業を行っています。教える内容は、がんの原因、予防法、早期発見、治療法、緩和ケアなど多岐にわたっています。医師や患者の現場を知る人間が学校に出向き、正しい知識や経験を語る事が欠かせません。がん全般に対する偏見や差別をなくし、小さいころから正しい知識や理解を身につけることが何よりも大切です。学校でのがん教育が広まり、早くから正しい知識を持てば、日本もがん死亡を減らすことができると思います。がん教育は命の大切さを学ぶことでもあり、いじめや子供の自殺防止にもつながるかもしれません。

例を挙げますと、埼玉県では乳がん罹患した女性らが組織した熊谷ピンクリボンの会が、

熊谷市内の小中学校で出前講座、命の授業を始めたそうです。この命の授業は、がん全般に対する偏見や差別をなくし、小さいころから正しい知識や理解を身につけることが何より大切だということがきっかけだったそうです。代表者によりますと、偏見に基づく患者差別が実際に根強く残っていて、例えば、おしゅうとめさんからがんの嫁は要らないとか、就職面接でがんを理由に落とされたり、あるお子さんはお母さんが乳がんに罹患したことから、がんを友達にうつしてしまうので一緒に遊べない、と全く誤解に基づく知識により悩んでしまうケースもあったようです。このような状況を改善すべく、会のメンバーがみずからの乳がん罹患の経験や、子供をがんで失った経験をみずからの言葉で語ることにより、重みや説得力があり、切実な思いが伝わったようです。この会の地道な活動が功を奏し、熊谷市の乳がん検診受診率は平成26年で23.6%で、ここ7年で2.3倍と飛躍的に伸びたそうです。

高知県がん対策推進条例の中のがん教育の推進としての項目には、教育機関、医療機関、その他の関係団体、関係機関等と連携して、児童及び生徒ががんに関する知識を持つことができるよう必要な施策を講じるものとあります。がん教育で死亡率を減らせるはずです。

そこで、本市小中学校のがん教育の現状についてお伺いします。

次に4項目め、スーパー食育スクールについて、その成果と今後の課題についてお伺いします。

十市小学校は、昨年より文部科学省委託事業でありますスーパー食育スクールの指定校を受けて、児童、教職員、栄養職員、調理員、地域、保護者、PTAなどが一体となって、食育をテーマとした取り組みを行っています。先月29日には、5年生の児童による合宿から得た体験報告や公開授業、そして最後に今年度全体の指導をしていただいている県立大の健康栄養学部教授の稲井先生から、食育の充実がもたらす効果についての講演で終わりました。また、今月2日には感謝祭があり、5年生が田植えから稲刈りまでして収穫をした御飯と子供たちが考えたおかずで、父兄や地域の方と一緒においしくいただきました。

そこで、この事業の成果と課題についてお伺いします。

最後に、「広報なんこく」について提案したいと思います。

「広報なんこく」は、市民と行政をつなぐホットラインです。議会にも同じように議会だよりがあります。実は、来年2月発行号の議会だよりの内容を刷新して、おかげさまで発行することとなりました。これも同僚議員の温かい御理解を改めて感謝し、お礼を申し上げます。

刷新に至った経緯は、議員の活動を市民の皆様に広くお伝えする議会だよりは最善のツールであるからです。今やSNSの発達により、瞬時に思いや行動を発信することができますが、

やはり活字媒体は基本中の基本です。

そこで、本題の「広報なんこく」に戻ります。

最近、特集ページのコーナーを設けていて、特に12月号の南国オフィスパークに8月に入居しました人工知能ベンチャー企業高知AIラボ、Nextremerの訪問レポート記事は大変すばらしい内容で、今までにないようなものとなっていました。このように、編集委員により毎号毎号紙面構成に工夫をされていることは目に見えますが、しかし広報紙は行政の単にお知らせを載せるだけのものではなく、広報紙は南国市の顔を市民の皆様にお伝えする広報媒体として捉えるべきではないでしょうか。つまり、「広報なんこく」はシティプロモーションの一員なのです。市民や他市の皆様に南国市を宣伝するべきなのです。

そこで、再来年の1月号はちょうど節目の900号ということになります。この機会にぜひ「広報なんこく」のイメージチェンジをどうでしょうかと提案しまして、私からの1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 土居議員の御質問にお答えいたします。

本年4月14日から発生しました熊本地震によりまして、10万棟を超える家屋が全壊、半壊等の被害を受けました。環境省によりますと、9月末現在で災害廃棄物の発生推計量は195万トンであり、現在の処理量は57.2万トン、処理進捗は29.3%となっております。9月のみの処理量は10.1万トンで、今後も同程度の処理効率といたしますと、処理が完了するまでにこれから1年以上かかることとなります。熊本の例からも、膨大な災害廃棄物の処理には長期にわたり災害廃棄物を仮置きできる場所の確保が重要でございます。

市の応急期機能配置計画におきましては、吾岡山文化の森公園などを仮置き場候補地としております。L1クラスの被害想定であれば、必要とされる4万4,114平方メートルを充足することができます。しかし、L2クラスの場合においては、37万9,713平方メートルの仮置き場が必要となりますので、少なく見積もりましてもおよそ17万4,000平方メートルぐらい不足すると、約半分不足する現状でございます。このような場合は、土居議員の御質問にありましてとおり、広域での処理を行うこととなります。具体的な広域での受け入れ態勢の整備につきましては検討中ではございますが、実際に災害廃棄物の処分を行っている県外施設の視察を行うなど、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

市長の市政報告にもございましたが、10月5日に南国市内の一般廃棄物収集運搬業者と災害

時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結いたしました。市単独での対応が困難なものにつきまして、事前に協定を結び発災に備えるとともに、民有地の仮置き場利用の検討、広域処理の情報収集をさらに進めて、本年度中に策定します災害廃棄物処理基本計画に可能な限り反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長 岩原富美君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 土居恒夫議員さんの御質問にお答えいたします。

歯周病は中高年の8割がかかっていると言われますが、痛みなどの自覚症状がほとんどないため、気づかないうちにひどくなるケースが多く、国保において歯肉炎及び歯周疾患は件数で2番目に多い疾病となっております。議員もおっしゃられたとおり、歯周病が悪化すると糖尿病、狭心症、心筋梗塞、動脈硬化、肺炎などの病気のリスクを高めるだけでなく、認知症にも深く関係することがわかってきております。

昨年度、中央東福祉保健所管内で歯周病予防を強化する取り組みとして、歯や口の健康状態や意識を調査する、働き盛りの歯周病チェックを市町村職員や商工会等に属している民間事業所の従業員に対し実施いたしました。南国市職員337名にも協力いただき、合わせて1,462名から回答がありました。調査結果から、健康意識が高い集団であると考えられますが、それでも歯周病が疑われる自覚症状のある人は59%おり、中でも若い世代から歯周病が疑われる自覚症状が多く、学校での健診がなくなり、社会に出て大人になってからの定期健診の習慣づけやセルフケアの習得が課題であるとわかりました。また、歯周病が食事のとり方や間食、たばこ、歯磨きなどの生活習慣と密接にかかわっている生活習慣病であるとの認識及び糖尿病との関連についての理解は広まっていることが確認されましたが、引き続きの啓発は必要という調査結果となりました。

歯周病は自覚症状が出にくいいため、定期的な健診でしっかり磨けているか確認をしてもらい、適切な保健指導のもと、毎日のケアに心がけることが大変重要です。南国市では、歯科医師会の協力を得て、無料歯科健診を市内全ての歯科医療機関で年2回、保健福祉センターで年6回行っておりますので、まずは自覚症状がなくても健診を受診していただき、早目にセルフケアに取り組んでもらえる人をふやすように努めてまいります。

歯科健診の全体の受診者数は、妊婦歯科健診を始めました平成26年度の669名を最高に、残念ながら27年、28年と受診者数は下降傾向にあります。歯や口の健康は内臓疾患に比べると軽

く扱われがちで、深刻に捉えられていないのではと推察しておりますので、体全体に影響を与える疾患であること、予防が何より重要であることをわかっていただくためにも、「広報なんこく」やさまざまなイベント、また新しく始まりました母子健康情報サービスや今後始まります健康ポータル事業、こういうものを利用いたしまして市民に対し啓発、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 土居恒夫議員のスーパー食育スクールについての御質問にお答えいたします。

まず、土居恒夫議員におかれましては、この2年間の十市小学校の研究発表会に御出席いただき、御支援、御指導をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

さて、南国市立十市小学校は昨年度から今年度までの2年間、文部科学省スーパー食育スクール事業の指定を受け、研究主題を「食育の実践から『ことばの力』を高める～主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブラーニング）を通して～」とし、食と学力というテーマに視点を当て研究に取り組んでまいりました。この2年間の本指定事業における成果につきまして、3点に分けて述べさせていただきます。

まず、1点目でございますが、食生活習慣の改善についてです。「早寝、早起き、しっかり朝ごはん」のアンケート結果につきましては、取り組み前の2月と本年度を比較した場合、早寝では52%から66.5%に、睡眠時間におきましては86.9%から87.2%になり、好転してきたことが上げられます。また、朝食摂取率を見てもみますと、97.7%から98.5%となり、主食とおかずを組み合わせる栄養のバランスのとれた朝食の摂取率では、55%が63.1%になりました。数値目標までは達成していない項目もございますが、アンケート結果から見ますと、食生活習慣がおおむね改善していると言えます。

また2つ目は、ことばの力について述べさせていただきます。学校全体的に見てみますと、今まで自分の思いを伝えようとしなかった児童が自分から伝えようとする姿に変わってき始め、学習に対する意欲が高まってきております。また、学年を追うごとに、つなぎの言葉を使った発言もふえてきたことが感じられます。

3点目は、保護者への啓発についてです。保護者アンケートにおきまして、お子さんは「早ね、早おき、朝ごはん」の習慣が身につけていますかという設問に対し、そう思う、ややそう

思うと回答した肯定的評価が、平成26年度の79.3%から今年度は83.3%と4%高くなりました。また、学校では給食を含めた食育を教育の重点活動として取り組んでいます。その取り組みを知っていますかという設問では、平成26年度の74.8%から今年度は88.1%と肯定的評価が高くなってきております。この結果からも、保護者・地域との連携が図れ、十市小学校における食育の取り組みが充実してきたことがうかがえます。

このような成果もあらわれてきていますが、今後の課題については、まず食生活習慣の改善についてでございます。先ほど述べさせていただきましたとおり、食生活習慣につきましては、おおむね改善傾向にはありますが、中には、日によって欠食がある子供たちもいます。その子供たちに対する個別の指導を保護者と連携しながらどのように進めていくのか、また高学年においては習い事等で睡眠時間の目標達成が難しい点をどのように克服していくのかは、今後の課題として上げられるところでございます。

また、言葉の力につきましては、日々の授業の中で自分の思いを表現することに消極的な児童に対してどのように働きかけていくか、より具体的に言葉の力を検証していくかについても、今後さらなる検討が必要であると考えます。

いずれにいたしましても、この2年間の指定事業の成果と課題をしっかりと検証し、来年度以降も食育実践校として家庭や地域とさらなる連携を図り、取り組みを推進していきますとともに、十市小学校の食育の取り組みが全市的な取り組みとなりますように、教育委員会といたしましても取り組んでまいりたいと考えております。

以下、教育次長より御答弁申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居恒夫議員さんからの御質問にお答えをいたします。

がんは、昭和56年以来、日本の死亡原因の第1位であり、学校教育の中でがんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めることができるよう、がん教育を推進していくことが求められております。

平成24年に、西原勝江議員さんからの質問がありましてお答えをいたしました。そのころから比べれば、国のほうもがん教育に積極的に推進している状況がうかがわれます。

平成27年3月には、文部科学省より学校におけるがん教育のあり方についての報告が出され、学校教育におけるがん教育の定義や目標、具体的な内容等が明記されました。また、現行の学

習指導要領及び学習指導要領における解説におけるがんに関する部分との連携も示されております。小中学校では、保健領域や分野の中で、病気や生活習慣病の予防、喫煙・飲酒・薬物乱用と健康についての学習において、適宜がんについて取り扱っております。また、平成28年4月には、文部科学省より外部講師を招いたがん教育ガイドラインが出され、がん教育の実施に当たっては医療従事者やがん経験者など、がんの専門家の活用が重要であり、その必要性について示され、より一層がん教育の推進が図られるようになってまいりました。このように、国としても、がんへの正しい知識の習得とがん予防の啓発については、学校教育における位置づけを示してきております。

御質問にもありましたモデル事業を受けている学校は、県内及び南国市にはございませんが、研究指定ということではありませんが、市内においては、例えば北陵中学校で毎年中3の保健の授業において、高知大学医学部のドクターを招いてがんについての授業を行っております。また、本年度、がん研究振興財団より、全校の中学2年生対象に「やさしいがんの知識」という冊子も配布されるなど、がん教育の裾野は広がりつつあります。南国市教育委員会といたしましても、北陵中学校のような事例を市内小中学校に広めていくように、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 土居議員さんの「広報なんこく」についての御質問にお答えいたします。

「広報なんこく」は、市制施行の昭和34年10月に創刊以来、市民の皆様と行政をつなぐ貴重な行政ツールとして活用いただいております。過去の広報紙につきましては、この創刊号から全て市のホームページ上で閲覧ができるようになっておりまして、改めて過去の広報紙を振り返りますと、平成9年4月号から、表紙を含め基本20ページ構成の現在の形となっております。

他市の広報紙などを拝見をしますと、表紙も含め、効果的な写真などを使ってわかりやすい紙面の構成、またテーマを絞った記事内容の充実など、それぞれの自治体の努力が見られるところでございます。

先ほど土居議員さんからは、現広報紙の改善点、また市のプロモーションとしての紙面の充実という点で、幾つかの御提案をいただきました。また、平成30年の1月号には、900号という節目を迎えるというお話もございました。「広報なんこく」の編集・発行は市民の代表及び

市の職員で組織します広報委員会にて行っております。土居議員さんからのきょうの御提案を受けまして、この広報委員会の中でもいま一度点検を行いまして、また他市の事例等も参考にしながら、また印刷会社などからの御提案も受けながら、これから紙面の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 7番土居恒夫君。

○7番（土居恒夫君） どうも、それぞれ御丁寧にありがとうございました。

まず、災害廃棄物の処理につきまして、取り組みがどの程度進められておるかというのはちょっとわかりにくかったですが、実際策定作業にされているということだと思います。ここに10月25日の鳥取地震が起きた次の新聞で、鳥取地震の規模でも災害ごみの処分に大変苦慮して、すぐ満杯になって片づけないと家に住めないという状況もあのクラスでできておりますんで、南海地震クラスになりますと大変な状況になると思います。

そこで、机上の空論という、ただつくっただけじゃいけないと思いますけども、ちょっと参考に御紹介しますと、国立環境研究所の資源環境廃棄物研究センターが、この処理計画の作成のためのポイントを上げておりますんで、ちょっと読んでみますと、1つ目に計画文書そのことよりも計画づくりの過程を問うもと学習を重視すると。2番目に、計画づくりを通して関連主体との調整・関係向上を図っていく。3番目、発災後の柔軟な対応を可能とするよう、対応の細部よりも原則を重視する。④としまして、災害と災害に対応する人間社会に関する正しい知識に基づいて策定する。⑤に、持続可能な災害対応を考慮する。6つもあるんですけども、いずれの場合でも言えるんですが、計画案はつくって終わりじゃなくて、つくってからが重要なことで、災害はいつ起こるかわかりませんので、そして想像もつきません。それを、こういったものをつくるときには、やはり環境課だけでなく、縦割りじゃなくて横の横断的な全ての課にわたってどうするかということ、つまりいわゆる計画文書そのものを計画づくりのつくる過程が問題だということも言っています。ですから、それをつくって学習していくと、学習というと大変失礼な言い方ですけども、そしてどうしても行政システムの、悲しいかなこれ人事異動もありますんで、やはり申し送りがなかなかできない場合があります。いつ、二、三年でかわってしまうと、前の課長がやった知らんというようじゃいきませんので、皆さんで横断的なことでつくっていくことが一つ重要じゃないでしょうか。ということで、さらに南国市の災害廃棄物処理業者との協定も結んだということなんで、進んでおられるということも理解しました。

そして、もう一つは、災害廃棄物の処理場といいますか、文化の森ですが、これだけじゃ大変心もとないことなんで、これは以前にも聞きましたけども、一つ、仮設住宅を建てる点でも、ぜひともこの処理場、あるいは仮設を含めて、土地探しといいますか、その辺も含めて暫時進めていただきたいということで、この点については終わります。

そうしまして、保健センター長、ありがとうございました。この前も、高知県の中央東福祉事務所へ行きますと、南国市さんは大変すばらしい、やられていると、特に歯科健診におきましてはきめ細かい対応をやっているということで、県下にもモデルとして、何か褒めていただいておりますので、ここで御紹介いたします。

この実態調査もありますけども、県の実態調査を見ますと、やはり30、40代の働き盛りの方の受診率が大変低いようなんで、特に歯周病もこの辺から大事な時期です。ちょっと御案内もいただきましたけども、この前もニッポン高度紙さんへ出前に行って健診を行うということもやっておられるようです。働き盛りの方の受診率も低いというのは、なかなか男性の場合は休みの日も仕事もあったり、歯科の無料健診であってもなかなか出向きにくいということであれば、職場のほうへ出向いてでも行ってそこで健診をするということも、一つのいいものではないでしょうか。南国市においても、そういう職場健診の充実、そのことがやっぱり予防ということの一つではないでしょうか。その辺のお考えを、今後どのように考えられているか、ちょっとお聞きします。

そうしまして、同じように、病気のことですけど、今度はがん教育の件ですが。北稜中学でやられてる、そういったドクターによる授業等、ぜひとも南国市内の全小中学校に進めていただいて、がんの怖さといいますか、ただ、知ればこれも治せる病気なんで、そのあたりの正しい知識。これは前にも何回も言いましたけども、やはり子供ががんのことについてかえって知ると、お父ちゃん、そんな塩っ辛いもの食べよったらがんになるぜとか、たばこを吸うたらいかんぜとか、お酒もほどほどにしいやとかいう耳の痛い話ですけども、子供を通じて言いますともう、そうかやと言うてにこにこ顔で対応してくれると思いますんで、子供のころからがんについて正しい知識で知るといふことの底辺拡大をぜひともお願いしまして。この事業はもう既に終わっていますよね、多分。そのうち、多分国のほうでももっと裾野を広げる、これをもとに広げてると思いますんで、南国市でもいち早くそういったものに取り組んで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

そのもととなる食生活のことですが、やはり食が一番大切だということで、私も御紹介いただきましたように、地元でございますんで、小学校卒業ということで大変興味を持っておりま

して、この食育スクールについてはちょこちょこ出向いております。ことしにおきまして、昨年度は御紹介いただきましたように、「早ね早おき朝ごはん」、これにつきましたら私もPTA当時、今ここにおられる前田議員も一生懸命これについて啓蒙をしておられたことがありました。特に、原田先生、高知大学の教授によりますと、この方は世界的なアメンボ研究者のようなんですけども、それと関係ないんですけども、前回、昨年度の「早ね早おき朝ごはん」のことで、大変御助言もいただいて成果も上がっているようなので、御紹介いただきましたように成果が上がっているということで。ことしは高知県立大の稲田先生ですか、やられておりましたけども、先ほど紹介いただいた中で、もう一つ何かよかった点は、大変給食の残滓率が下がってきたということがすばらしいもんだと思っております。やはりもったいないということで、食べ残しもあるんで、食の大切さから食べるということの大切さ、食育に対しての大切さを知ると、こういったものでもあらわれてくるかなということを考えています。

そして、取り組みの中に食育かるたが子供たちが考えたものがありまして、これは、食育かるたの内容は地元にありますサンプラザ新鮮館の中に、例えばシシトウだったら、「し」何とかなシシトウ、日本一の高知の十市のシシトウとかいうことをいっぱい売り場にコピーでやってみて、地域に知らせる、十市の産物あるいは食べることについての啓蒙も皆さんに図りますんで。これは一つどうでしょうか、十市だけのものじゃなくて、全市でこういった食育かるたをつくってみてはどうでしょうか。子供たちの、特産も入れて、久礼田にはこんなもんがあるとか、稲生にはこんなもんがある、全部小学校の子供たちから提案して、それを全部選んで、南国市の食育かるたということで、今は十市だけですけども、これを事例に、食育の先進地でもありますから、食育かるたというのもつくってみられるのも、余りお金もかからない、子供たちの知恵を生かす一つのいいものではないかなと思っております。

そして、ことしの言葉の力の検証ということで、私も授業へ参観させていただきました、子供が3年生かな、たまたま行きますと、近所の土居寛也君という御夫妻が座っておりまして、何をしゅうかと思うたら、十市の和崎農園という名前でブドウをつくっておりまして、そのブドウでつくったジュース、ブドウジュースの試飲をさせていただきました。それを子供たちが、ブドウジュースを飲んで何をするかというたら、ブドウジュースのラベルを考えると。普通のラベルじゃなくて、どういう思いがついた、班に分かれて、あなたたちはラベルのデザイン、あなたたちはどういう思いを伝えるメッセージとか、4班ぐらいに分けて、そしてそれぞれの子供たちが考えた最後にジュースのラベルにするという、大変発想力のあるこれは授業だなと思って、改めて感心もさせられました。あんなことを、僕も早くあんなころからやっておれば

もっと違う人間になったかなと思って、今思いますけど。そういった、余談ですけど、そんなことで大変すばらしい取り組みなんで、またよろしく願いいたしたいと思います。

ついでに偉そうなこと申しますと、全然関係ない話しとりますけど、きょうは12月8日、たまたま真珠湾攻撃の日でございますが、中身にはついて関係ありませんけども、これきのうの読売新聞の編集手帳に載ってましたんで、ちょっとおもしろいことを御披露させていただきます。ある大学の先生が講義に行きまして、大学の生徒に真珠湾はどこにあるかと聞くと、何と三重県という。ということを最後に、学問というのは大変やはり大切な、学問というのは心を直すことなりといいますか、正すことなり、学問というのは大変重要なんで、一つ、食育も初め、いろんなもので学問を教えて、正しい知識をさすということもよろしく願いいたします。

それから、長々とすいません。お昼前なんですと終わりますけども。「広報なんこく」につきまして、来年900号で節目です。日本の広報紙の協会の広報紙のコンクールが毎年ありまして、これは優秀賞も載っております。優秀賞全て載ってますんで、見ていただいたらどこが足りないのか。大変失礼な言い方ですけど、「広報なんこく」本当にシティプロモーションです。広報は一つのそのツールですんで、どうしても手にとってみてもらうという分にはビジュアルで見てもらうということの意識が、どのように市民に伝えるかということの代弁でなくてはなりませんので。芸術は人格の表現ということですが、紙面も南国市の人格をそのものにあらわす、表現する、それが一つの広報紙であると思います。ですから、外部も含めて、先ほど印刷業者にもお知恵をかりると言いましたけども、例えば、お金もかかる話ですけども、広告代理店も入れながら、あるいは印刷会社も入れて、いわゆるプレゼンテーションをして。例えば一、二カ月同じようにやって、なれるまでちょっとやっていただくと。そんなにプレゼンテーションもかかるお金じゃございませんので。やはり表紙はこうする、全体の構成をせめて外部の知恵をもらうようなことで、ぜひともやっていただきたいと思ひまして、2問終わります。

以上、質問がちょこちょこありましたけどもよろしく願いします。

○議長（西岡照夫君） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 土居議員さんの2問目にお答えいたします。

働き盛りの方の受診率が低いということは、南国市でも大変課題と考えております。総合健診を休日に行っておりますが、休日での健診より通常の日の方の健診の受診者が多いという現実がございます。これをどのようにしていくかということにつきましては、またいろいろ対策も考えていきたいと思ひます。

また、働き盛りの方が勤めております職域での健康づくりにつきましては、県や福祉保健所で出前講座という形で既に取り組みが始まっております。南国市のほうでは、歯科保健については歯科衛生士がおりますので、今後どのような形で実施できるのかということ、また県、保健所さんと一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 7番土居恒夫君。

○7番（土居恒夫君） 企画課長に、ぜひともその辺の意気込みと、合点して帰りたいんで、ひとつ合点の、よろしくをお願いします。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○企画課長（松木和哉君） 先ほど恒夫議員さんのほうから、市のプロモーションということで、もっと紙面のほうを刷新してはということでございます。私のほうも、全国のコンクールで入賞している紙面のほうも中身を見させていただきましたし、担当のほうにもぜひ内容を見て参考にできる部分は参考にして、これからの紙面づくりに取り組んでもらいたいということは話しております。

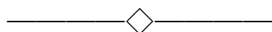
また、これからの広報のあり方ということですが、どうしても行政がつくるとなると、お知らせ記事を詰め込み過ぎて、かえって市民の皆様には読みにくい、伝わりにくいような内容になっているということもございますので、その紙面のつくり方につきまして、今、お話がありましたけれども、民間事業者の方もいろんな提案を受けながら、市の職員のスキルが足りない部分についてはその部分を補いながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時54分 休憩



午後1時 再開

○副議長（岡崎純男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山中良成君の一般質問であります。市長より発言の申し出がありましたので許可をいたします。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田和子議員さんの2番目の環境行政の中のごみのポイ捨て防止条例

の質問に対しまして、環境課長のほうから適切でない答弁がございましたので、心よりおわびを申し上げ、訂正いたしたいと思えます。

実は、9月の委員会におきまして、この区域を限ってポイ捨て条例を設置するのは市民に対して不平等、不公平ではないかという委員さんの御指摘がある中、結果的には可決されたわけでございますけれども。終了後、すぐに環境課長と私とで確認をして、これは地域を限っておるけれども、モデル的にあくまでもとりあえず区域を設定してやるものであって、それを全市域へ変更していくんだということを確認しておりましたけれども、答弁として、憲法問題まで出して不適切であったと深く反省をしております。したがって、今後ともその方向につきましても、あくまでもモデル的なものでありまして、今後その具体的な方法について検討を加え、全市域に対象としていくということで御理解をいただきまして、訂正をしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○副議長（岡崎純男君） 4番山中良成君。

〔4番 山中良成君登壇〕

○4番（山中良成君） 議席4番の山中良成です。一般質問3日目となり、質問が重複するところがあるかと存じますが、よろしく願いいたします。

きょうは、1、スクールゾーンについて、2、いじめ問題について、3、十市の石土池について質問をいたします。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、スクールゾーンについてであります。スクールゾーンといいますが、子供たちが学校に通う通学路もスクールゾーンとなっておりますが、私が今回質問させていただきますスクールゾーンとは、制限をするものとなっておりますので、少しだけ説明をさせていただきたいと思えます。

スクールゾーンは、1972年昭和47年に全国交通安全運動を契機とし、全国的に実施され、運転者に安全運転の励行を促す意味でつくられており、学校や幼稚園を中心に登下校の際に通学・通園している道路の交通制限を行うゾーンであり、目的として歩行者と車の通行を分けて通学・通園時の幼児や児童の安全を図ることが目的であり、学校から半径500メートルの範囲で設定しており、全国に約2万カ所あるそうです。歩行者の通行実態や道路構造、地域住民の意見を判断して、時間内の通行どめや一方通行、時速20から30キロ以下の速度制限などが細かく定められており、歩道へのカラー舗装の許可も道路管理者の協力が必要となっております。また、スクールゾーンの根拠は、交通安全対策基本法により、警察、自治体、地元の合意がなけ

れば設置できないとなっております。

本市では現在、国分と長岡の2地区にスクールゾーンが設置されております。そこで、この件について質問をさせていただきます。

この国分と長岡地区はどのような要望があり、どのような経過にて設置されたのか、関係課長に答弁を求めます。最近ですと、大篠小学校から、下校途中に車が小学生の後ろから接触する事故があり、これまでも接触しかかったことが多数証言されております。このことも含め、大篠小学校のPTAからの要望を受け、私が大篠小学校にスクールゾーンの速度制限及び時間によるスクールゾーンの提案をさせていただきましたが、まだこの件につきまして返答をいただいております。この件につきまして、進捗状況をお答えください。

このように、通学路で道が狭く人身事故になってしまったり、未遂ではありますが、事故になりかけたところを多数聞いております。この件につきまして質問をさせていただきます。本市の学校周辺でこれまでに事故があった件数及び平成28年度に事故があった件数をお答えいただき、交通量調査をしておられるのか、関係課長に答弁を求めます。

本市で、子供たちが安心して学校に通える状況をつくる必要があります。それにより保護者は見送ることができると思います。子供たちの安全・安心のためにも、しっかりとした安全の確保が必要だと思っております。現在の状況では、歩道の拡大は難しいと考え、スクールゾーンの導入を提案させていただいておりますが、歩道の拡大については今後可能なのか、関係課長に答弁を求めます。

本来であれば、スクールゾーンの導入は、先ほども説明しましたように、小学校や幼稚園などの半径500メートルの範囲で設定されておりますが、最近では、本市も奈路小学校や白木谷小学校のように特認児童を募集し、各地区から来ておりますが、そのバスの停留所が問題となっております。このバスの乗車場所が狭く、私有地であればよいのですが、道の歩道に乗り上げた場所が多く、私が調査しました伊達野地区でも現在、未遂で終わってはおりますが人身事故になりかけた場所がありました。こちらは高規格道路も開通しているため、交通量も多く、朝ということもあるでしょう、たくさんの車がスピードを出しているのです、子供たちにいつ当たるのか、冷や冷やしたそうです。スクールゾーンができた当初とは時代が変わってきております。特別かもしれませんが、こちらもスクールゾーンと認定し、道路の色を変え、速度も制限させるべきだと思えます。事故が起こっても、学校や教育委員会側に責任はないでしょう。しかし、この状況をしっかりと調査せずに放置しておくことは問題です。早急に調査していただきたいと思えます。

また、これを注意喚起だけにするのも問題だと考えます。私も保育園時代ですが、両親に横断歩道を渡るように言われ、渡っておりましたが、車にはねられ、起きるとそこは病院のベッドで、偶然にも命には別状はありませんでした。当たり前の横断歩道でなるのであれば、幅が少ない歩道であれば、なおさら事故をする可能性が高くなります。この件は一刻も早く処置を講じなければならないと考えております。この件につきましてどのように対処し、スクールゾーンを設置するのか、また歩道の改善をするのか、関係課長に答弁を求めます。

次に、いじめ問題についての質問に移ります。

11月に、横浜市に震災により避難された少年が、いじめによって合計金額150万円の金銭要求がされた事件が取り上げられました。この中で一番の問題は、学校側が金銭要求を把握していたにもかかわらず、被害者の保護者にも伝えず、このいじめ問題を解決せずに放置していた点にあります。

2014年のデータではありますが、京都では積極的にいじめの発見に力を入れておりますが、この認知件数ですが、都道府県では格差が大きいと言われており、この格差を少なく報告しているのは、教師が努力していないとも言われております。本市ではそれが無いことを願うばかりです。

そこで、本市のいじめ問題についてどのように把握され、どのように対処されておるのか気になりましたので、質問をさせていただきます。

まず、教育長には、この横浜市で起こった事件につきまして、どのように感じられたのか感想を述べていただき、教育長から見た横浜市及び本市で今後取り組んでいかなければならない方向性につきまして答弁を求めます。

次に、本市のいじめの現状について質問をさせていただきます。

まず、本市でのいじめはふえているのか、それとも減っているのか。もし、ふえているのであれば、それは大規模校が多いのか、それとも小規模校が多いのか、統計をとっていると思いますので、この件につきまして関係課長に答弁を求めます。

次に、本市でことしいじめと認定されている件数は何件あり、幾つの小学校、中学校であったのかをお答えいただき、その中でも防止できたのは何件あったのかお答えください。また、防止できなかった件については、現在どのような対処をしていき、どのような進捗状況なのかをお聞きいたします。

さらに、もしこのいじめがあったのであれば、これは教員の方が気づき対処されたのか、また保護者のほうから報告があったのか、それとも本人から言ってこられたのか、関係課長に答

弁を求めます。

本市には、いじめ防止基本法により、南国市いじめ防止基本方針があり、その中でも有効であると私が考えるのは、3ページ目の(2)いじめの早期発見に明記されております定期的なアンケート調査であります。アンケートをとることにより、いじめが起こっているのかどうかわかる判断基準にもなりますし、何よりも本人やいじめの現場を見ている人も匿名で記入できる点にあります。

そこで、この件につきまして質問させていただきます。

このアンケートですが、全国統一の用紙を使用しているのか、また県別、市町村別、学校別で作成されたものを使用しているのかお答えください。このアンケートは定期的とありますが、どのような周期で行われており、このアンケートによりいじめが判明した件数、そして効果につきまして関係課長に答弁を求めます。

いじめ問題には、南国市いじめ防止基本方針の7ページ、(3)学校、家庭、地域、関係機関が連携した取り組みの推進に明記されておりますように、行政と学校とPTAの連携が重要だと考えます。

そこで、何点か質問させていただきます。

今までPTAとの連携による防止策及びいじめが発覚した場合の対策を講じたことがあるのか、もし講じたことがあるのであれば、いつごろどのような取り組みをされたのか、また何件あったのかをお答えください。

次に、十市の石土池の件につきまして質問させていただきます。

水質浄化につきましては、平成24年度より県中央土木事務所と協働し、水質及び汚泥浄化剤の散布を行っており、水質測定を行った結果、BOD、総窒素及び総リンの値から水質は徐々によくなっており、「南国市の環境」の冊子に掲載されると回答されております。しかしながら、周辺の住民が園芸または農地に石土池の水を使用しているため、いまだに生活排水が流れているのではないかと心配しております。

そこで質問をさせていただきます。

まず、水質浄化薬剤の散布については、平成28年度では行ったのか、またそれ以前も行っておりどのように改善されているのか、さらに改善されているのであれば農業用水として使用しても影響がないのか、関係課長に答弁を求めます。

次に、数値が掲載されております「南国市の環境」の冊子について質問をさせていただきます。

これは一般市民にも配布されているのか、されていないのであれば理由をお答えください。この冊子の需要は少ないとは思いますが、このように周辺住民の方が不安になっております。だからこそ、ホームページで見れるようにしておく必要があると思います。この件につきまして関係課長より答弁を求めます。

以上で1問目を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 山中議員さんのいじめの問題についての御質問にお答えをいたします。

小中学校におけるいじめの実態は、文部科学省が毎年行っている問題行動調査で実態を把握しています。これまでいじめの定義については、何度かの変遷がありましたが、現在では、どの学校にもいじめは起こり得ることを前提に、より早く発見・認知することにより早期対応・早期解決を行うことが重要であると考えられ、より早く・より多くの積極的な認知を求めることとなっております。

平成27年度の南国市におけるいじめの認知件数は、小学校で40件、中学校で58件であり、平成24年度と比べると約4倍にふえています。学校の規模による認知件数割合は、年によっても違うため、相関関係は見つかっておりません。総じて、児童生徒の多いところが件数も多くなるのは御承知のとおりでございます。また、防止できた件数についての御質問がありましたが、未然に防げたかどうかは把握のしようが大変難しいし、ございませんので、割愛させていただきます。また、子供の見守りの中で重大ないじめに発展する前に認知し、対応するように心がけておるところでございます。

認知に至ります経過につきましては、平成27年度におきましては98件中、教職員による発見が16件、アンケートによる発見が33件、本人からの訴えが18件、本人と保護者の両方からが27件、友人などからが4件となっております。アンケートにつきましては、県から示されました様式に各校が実態に合わせて修正したものを利用してありますが、南国市内の小中学校はほとんど同じものを年に2回、もしくは学期に1度調査をしております。現在、認知されましたいじめの80%は解消、または一定解決しておりますが、学校はその後につきましても継続して注視し、状況を把握できる体制をとっております。定期的ないじめ調査以外にも、学級での集団活動に満足しているかどうかを客観的に捉えられるQ-Uアンケートを全児童生徒に年間2回行っており、学級生活に不満足な児童生徒につきましては、市教委も学校から直接聞き取り

をするなど実態把握をして、子供を取り巻く環境を見守ることができる体制を整えております。

そのほかにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門性のある外部人材を積極的に連携・活用しながら、組織的な相談体制の充実を図っていきたいと考えております。また、学校、保護者、地域、教育行政が連携した見守り活動も重要な視点であると考えております。いじめが起きる場所は学校だけとは限りません。学校が家庭、地域とともに常に子供たちの変化に気づき、確かなみとりができる体制を整えていくことも大切であると考えております。また、PTA活動の中でいじめに関する研修を取り入れることや、県教委が主催するいじめ防止子供サミットへPTAの参加を要請するようなことも行ってきておりますが、今後も積極的な連携を深めてまいりたいと考えております。これからも、いじめはどこにも起こり得るという認識を持って対応し、見逃すことのないような体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、横浜市で起こりました震災避難の生徒へのいじめにつきましては、報道で見聞きする内容しか情報を持ち得ていませんが、小学校2年生時から中学生になっても、震災を理由に継続して深刻ないじめを受けていたということを知り、残念でなりません。その中で、何度か教育の場で対応するチャンスを逃してきたことにより、被害者の苦痛を長期化させたことを思うと、心痛のきわみであります。私たち教育に携わる者の使命として、しんどい思いをしている子供に寄り添い、痛みのわかる仲間づくりを強力に進めていかねばならないことを再認識された事案であります。先日、公表されました該当男子生徒の手記に、「今まで何回も死のうと思った、でも震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きると決めた。」とあります。生きることを選んでくれた、これが一筋の救いであると思えます。

以下、教育次長より御答弁申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 山中議員さんにおかれましては、日ごろから大篠小学校PTAの交通安全等、子供たちの安全確保に関する活動に御協力いただき、まことにありがとうございます。

御質問にありましたスクールゾーンにつきましては、平成9年1月に市内4中学校が、平成19年5月1日に市内13小学校が指定されております。しかし、現在のスクールゾーンの指定というのは、いわゆる学校が近くにあり、通学児童生徒に注意をという意味合いの定義となっており、スクールゾーンが本来意味する歩行者と車両の通行を分けて通学時の幼児・児童生徒の

安全を図ることというものではございません。香南市の野市町にございますゾーン30のように、30キロメートルの速度規制のような明確な制限ではなく、十分なものではありません。

本年度における登下校中の交通事故は、軽微なものも含めて13件あり、そのうち大篠小学校は3件上がってきております。議員さん御指摘の大篠小学校校区周辺では、正確な交通量調査をしているわけではございませんが、大変交通量の多いことは認識をしております。

日々の交通安全対策といたしまして、各校のPTAや民生児童委員、地域やスクールガードリーダーの方々による登下校時の交通安全指導や見守り活動を行い、子供たちの安全確保に努めておりますが、実際に子供が事故に遭うという事例も上がっておりますので、関係機関とも協議をさせていただいている途中でございます。

国府小学校、長岡小学校のように、道路にペイントをして運転者への注意喚起を行うことも手だての一つとして検討してまいります。この道路へのペイントの経緯については、記録は残されておきませんが、多分地域や学校からの要請に応える形で道路管理者が行ったものと推測されます。また、南国警察署にゾーン30についても相談しております。いろいろクリアしなければいけない要件があるようでして、若干時間がかかるとの返事ももらっております。南国市教育委員会といたしましても、今後も交通安全指導を充実させ、事故再発防止に取り組むとともに、スクールゾーンの効果的な活用を考えていきたいと思っております。

歩道の拡張の点につきましては、大篠小学校校区周辺に住宅が密集していることを考えれば、拡張するには大規模な都市整備が必要となり、実現することが難しい状況ではございます。また、スクールバスの乗りおりをを行っている伊達野の件につきましても、危険箇所として状況は確認しており、現在、保護者が見守りを行っておりますので、再度協議会上げていくこととしております。

現在、市内各関係機関の代表メンバーで構成しております南国市小中学校通学路安全対策協議会におきまして、通学路の合同安全点検を実施し、昨年度も通学路の危険箇所の合同点検を実施し、それぞれの機関が管轄している業務の中で改善を図っております。今年度につきましては、今月19日に会を開催することとなっておりますので、各校区から上がってきた危険箇所をもとに安全点検を実施いたします。

登下校中の子供が車の事故に遭ったり、高齢者による交通事故が増加するなど、子供の安全を危ぶむ声も大きくなっております。南国市教育委員会といたしましても、継続して各校での交通安全指導の徹底を図ることや、通学路安全対策協議会での合同点検の実施、協議、対策等を通して、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（岡崎純男君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 山中議員さんの歩道の拡幅、確保について、今後可能なのかにつきましてお答えいたします。

住宅が密集する大篠小学校周辺などにおいて、新たに用地を確保して歩道を確保することは困難な状況でございます。道路状況によって、既存の水路がある場合などは水路にふたがけを行うなどの方法を、地元水利関係者並びに周辺地権者と十分協議を行い、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） まず、浜田和子議員様への答弁に際しての不適切な表現につきまして、おわびいたします。大変申しわけございませんでした。

山中議員さんの御質問にお答えいたします。

水質浄化薬剤の散布につきましては、県中央東土木事務所と費用を折半して行っておりましたが、現在は実施しておりません。今後の進め方につきましては、県土木事務所の意向も確認しつつ、検討してまいりたいと考えております。

石土池の水質につきましては、毎年1回水質検査を実施しております。その結果を見ますと、ここ数年、BOD、総窒素、総リンとも横ばいあるいはやや改善が見られる状況でございます。他の市内河川と比較しても良好であると言えます。長期的に見ますと、長期的と申しますのは10年、20年というスパンでございますが、やや改善傾向が見られまして、このことにつきましては合併浄化槽の普及によるところが大きいものと考えております。また、農業用水への使用につきましては、問題のない水質でございます。

最後に、「南国市の環境」につきましては、市議会議員の皆様あるいは市役所各課、学校、県関係機関、一般廃棄物処理業者、し尿処理業者等に配布をしております。市民の皆様には、御要望があった場合はお渡しをしておりますが、年一、二件程度でございます。

今後は、御提案のありましたように、市のホームページに掲載することによって市民の皆様へ発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 上下水道局長。

〔上下水道局長 西川博由君登壇〕

○上下水道局長（西川博由君） 山中議員さんの質問にお答えいたします。

上下水道局といたしましては、公共下水道事業について、みずからの経営や資産等を正確に把握し、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むため、平成29年度より公営企業会計を適用すべく準備中であり、今議会へも関係条例案を上程させていただいております。

山中議員の言われました石土池につきましては、隣接しております緑ヶ丘地区は公共下水道の区域であり、整備が完了し、各戸を下水道に接続されているため、家庭排水は流入しておりません。より広い範囲からの流入があると思われませんが、下水道は生活または事業に起因する排水が処理の対象であるため、より広い範囲を取り込むためには事業計画の変更により区域を拡大し、各戸への接続のため、新たに管路を整備することが必要となります。このような対応は現実的ではないため、下水道での対応は難しいと思われま

す。

○副議長（岡崎純男君） 4番山中良成君。

○4番（山中良成君） 執行部の皆様、御丁寧な回答を本当にありがとうございました。

先に、スクールゾーンのほうで建設課長及び教育課長のほうから答弁があったと思いますけども、歩道拡張はもう難しい、私もそう思っております。だからこそ、予算も考えてスクールゾーンというのをきちんとしていかなければならないというふうに思っております。大きい歩道がある場所は、本当に安心とは言えませんが、安全を確保している状況ですけども、歩道の幅が少ない場所は本当に危険だと思っております。

例えば、大篠小学校周辺もしくはまた三和小学校の周辺も通ったことがあると思われるんですけども、車2台がすれ違うのにもういっばいで、子供が本当に歩道を通れない。もしくは通ったとしてもぎりぎりの場所を車が通って行っているんです。だから、事故になりかけているというところがあるというふうに思っております。

少し前ですけども、ことし10月に高知市の大津で傷害事件があつて、学校のほうから子供1人では帰らないでくださいという通達が来ました。ということは、複数で子供たちは帰っているわけです。自分たちであれば、1列で通ることは当たり前と思っているかもしれませんが、子供たちは、特に低学年の子供たちはどうしても2列になったり、3列になったりしてしまいます。そういったときに、本当に危険な状態をこのまま放っておくということは、僕は得策ではないというふうに思っております。また、最近では通勤の車だけではなく、保護者の方

が積んできたりする場合があります。それによって交通量が昔と全然もう違っております。昔は、自分たちの時代は本当に歩いて行くのが当たり前で、病院に行った後に車に積んでいってもらうぐらいでそれ以外はなかったんですけども、今はもう時代も変わって、全然、場所がどうしても遠かって、お父様、お母様の通勤の途中でおろしてもらうというときもあります。だからこそ、交通量が多いのでどうしても危険な状態を生み出しているようになっております。

先ほどゾーン30のほうも検討していただけるというふうに課長のほうからお答えをいただきました。僕は、これは本当に前向きに検討していただいているなと思っております。どうしても、交通量が多いのは登校時間です。下校時間より登校時間のほうがやはり多かって、どうしても7時から8時半までの間、一番これが、自分が大篠小学校の東門のほうですけども、行って調査をした限りではすごい多かったので、この時間帯を制限するようにはしていただきたいというふうに思っております。

道路の色を変えるということは、行政として精いっぱい注意喚起をしていると、私はそう認識しておりますので、ぜひともやっていただきたいと思っております。課長に先ほどゾーン30を検討していただけるということやったので、この件については答弁は構いません。

次に、スクールゾーンの説明で、白木谷小学校、奈路小学校のバスの乗りおりの場のほうを早速見ていただいたということで、本当にありがとうございます。500メートル以内ではないんですけども、これバスに乗っていくのも登下校だと思っております。なぜ伊達野のところだけをたまたま言ったのかというと、あそこは高規格道路が通っておって、あそこを通勤時に通う方が本当にスピードを出して通っております。あそこに横断歩道があるんですけども、あその横断歩道をお子さんが渡ろうにも怖くて渡れないんですよ、本当にスピードを出しているのです。もしくは、私も、とまっている車もちろんありましたけども、これは運転手の問題かもしれませんが、通勤で急いでいるのかわからないんですけど、もうそういうことも見ずに通っている車が多かったです。だからこそ、あそこも離れているかもしれませんが、色を変えるなりして、きちんと注意喚起をしていただきたいというのが私の要望であります。

スピードを出しているのです、たとえ小さな標識を出しても、もう絶対に気づかないと思えます。私たちでも、小さい標識で普通に運転してもなかなか気づかないです。なので、色を変えるなりすることで運転手は目に入るので、私はあそこのところをやはりスクールゾーンとして認定していただいて、色をどうしても変えていただきたいと思えます。この件につきまして、課長よりも一度答弁のほうをよろしくお願いいたします。

あと、先ほど12月19日月曜日に南国市小中学校通学路安全対策協議会が開催されると御答弁

がありました。危ないと思われるこの通学路を、ぜひともスクールゾーンの設置として提起していただきたいと思いますので、そちらのほうはよろしくお願い申し上げます。

次に、いじめ問題ですけども、教育長より本当に御答弁ありがとうございました。

平成24年度に比べて4倍というこの数字は、私たちの過ごしてきた時代から変わったといっても、この伸び率というのは本当に僕は尋常ではないというふうに思っております。先生だけではなく、保護者、地域の方たちが本当に真剣に子供たちの行動とかしぐさとかに、私たちは本当に注意しなければならないなというふうに思っております。これをそのまま放置してしまうと、本当に次の世代の子供たち、未来ある子供たちに影響が出ると思っておりますので、これを少しでもとめていくためにも、先ほどアンケートのほうも実施されているというふうに言われておりましたので、これはもう必ずやっていただきたいと思います。

本当に言えないことがたくさんありますので、もうそこはアンケートという形で僕はもう全然構んと思えます。アンケートのほうも33件という大きい数字が出ておりますので、私はぜひそちらのほうも、必ず継続していただきますよう、それはお願い申し上げます。

先ほどのいじめの件で、私も全ての学校にいじめがあると思っております。それはなぜかという、自分の体験ももちろんあるんですけども、やっぱり中学校へ行ったときにも、この小学校、この小学校、この小学校でいじめられた子は、本当に中学校でもいじめられてました。なので、僕は絶対に各小学校、各中学校には必ずいじめはあると思っております。いじめがあると思ってというふうに教育長のほうから言われておりましたので、このように、横浜市のように、隠したいのかどうなのか僕はわかりませんが、本市としてはきちんと出していただきたい。じゃないと、保護者との連携もうまくいかないと思っておりますので、ぜひそのほうは、数字等も含めてきちんと公表していただければありがたいと思っております。

先日、何日も同じ子が複数の子供たちからランドセルを持っていたので、それを不思議に思った保護者が注意したんですけども、その子供たちから言われた言葉が、これ低学年なんですよ、低学年で、学校でいじめると先生に怒られるので、学校の外でいじめてますと。僕はもう本当に、この話を聞いてちょっとショックを受けました。これ、低学年ですからね。そういう子供たちもやっぱり言えないんですよ、言いたくても。何ぼスクールカウンセラーがおられるとしても、なかなか言うことができないんですよ。なので、自分たちが先に気づいてあげられるように、自分ももちろん今PTAをさせていただいているので、それも含めてしっかりと見ていかなければならないなと思いました。学校の先生ももちろん多忙なのはわかっておりますけども、そういうところにもきちんと目を届けていただけるとありがたいです。

あと、今から提案することがいじめの予防になるかどうかわかりませんが、たまたま私が前浜を通行しているときに、私の知り合いが当時南国市で臨時講師をされておりました。そのときに、子供たちと一緒に帰ってたんです。私は不思議に思って、何で一緒に帰ってるのって聞いたら、子供たちとコミュニケーションをとるために帰ってると言われていました。僕は、当時はただ、ああ、ええ先生になるなと思ったんですけど。先生とそういうふうにコミュニケーションとるとかが本当に少なくなってきた時代ですので、私はこれは本当に素晴らしいなと思いました。これが先生にとってよい行動なのかって言われたときに、私は正直わかりません。わからないですけど、一保護者として聞いたときには、私は素晴らしいなと思いましたので、ぜひこういったことができて、コミュニケーションが少しでもとれて、本当に言えるような形で先生もきちんと、いや、こういうことがあったということが提案できるようにしていただきたいと思います。

最後に、十市の石土池についてでありますけども、環境課長と水道局長より本当に御答弁ありがとうございました。

早速、冊子の件についても検討していただけるというふうに言われましたので、全然そういうこと、その数値とかもわからずに言われている方もおられますので、私たちもそれを見せることによって、こういう数値になってますよということ是可以しますので、ホームページから閲覧できるようにぜひともお願いいたします。

あと、調査というか検査によって大丈夫ということがわかりましたけども、園芸農家さんから異臭がするというか、そういう苦情があったので、この検査について2問目の質問をさせていただきたいと思います。

この検査は本市の担当者が行っているのか、もしくは業者に委託されているのかをお答えいただき、次に、この検査は1カ所のみを検査されているのか、もしくは複数箇所を検査されているのか。あとこの調査は上水のみ調査されたのか、上水、中水、下のほうまできちんと、ヘドロのほうまで検査されたのか、この件について関係課長に答弁を求めます。

以上で2問目を終わらせていただきたいと思います。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 最近のニュースを見ていると、車の暴走による事故が毎日のように出ております。そういったことを考えますと、子供の本当に安全が守れるのかなということを心配しておりますが。山中議員さんから2問目の御質問でありました伊達野の件ですが、確認をしましたところ、横断歩道上でも非常に危険だということが認識いたし

ました。

先ほども申しましたように、19日の協議会へかけることと同時に、ピンポイントによるスクールゾーンというのは指定がされないようなんですが、その件についてももう事前に南国警察署のほうには連絡をして、何らか対応ができないかということで返事をいただくようにはしておりますので、何らか今の現状は変えたいというふうに考えております。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 水質検査につきましてお答えいたします。

検査業者は見積競争によって決定しておりますので、委託業者につきましては変わる可能性があります。ちなみに昨年度は東洋技研が行っております。また、採水場所につきましては、池の西南に水門がございます。水の出口ということになりますが、その1カ所で表層水、上水を採取して行っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 4番山中良成君。

○4番（山中良成君） まず、学校教育課長のほうから本当にありがとうございます。今はそういうふうに、できないというふうに言われておりますけど、これから多分警察署のほうとももちろん話し合いという形にはなると思うんですけど、どうしても運転手のほうに気づいてもらわないと、本当に事故が起こってからでは取り返しがつかないことになってしまいますので、ぜひとも、そういうことも含めて、こういうことの事例の場合は特別にやられるか、もしくは条例をつくってやられるかというふうに、そういうことも検討していただきますようお願い申し上げます。

あと、環境課長のほうからも御答弁本当にありがとうございます。上水からだけだということやったので、できたらまた下のほうからも、一応そういうことも年に1回、別に3年に1回でもいいと思います。そういうことも視野に入れていただきますようお願い申し上げます。この件につきまして答弁は要りません。

以上で3問目を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（岡崎純男君） 18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 3日目もいよいよ最後になりましたが、いよいよ三役の出番ということになってまいりましたが、三役といたしましても年齢の三役でございまして、中身が三役ではございません。しばらくの間、よろしく申し上げます。

私が通告してありますのは、市長の政治姿勢、これでは十市の圃場整備の結果、改良について、それから農業、農政の振興について、中学校給食について。2つ目に農業生産者の援助制度の強化と、3つ目に飼料稲の転作制度について、4つ目に庁舎管理についてであります。

以下順次やりますが、少し山中議員さんの質問を聞きよりまして気がつきましたが、十市の栗山～大津線でも緑ヶ丘と札幌の間で、かつて子供が交通事故に遭いまして、残念ながら後遺症も若干残ったことがありました。最近、土居恒夫議員が交通整理をあの近くでやっております、運転者の注意を喚起しておりますが。あの路線は40キロなんです、40キロで走りよったらほとんどの車が追い抜いてくれます。子供は歩道を歩きますので問題ありませんが、事故の起こったところは、その歩道から横断歩道がない場所を渡って、栗山のほうへ山を越える。たまたま、今、栗山に越えてくる生徒がいらないと思いますので、そういう事故が起こり得ませんけれども、あそこは大変スピードを皆さん出してくれますと。

それから、大篠のことも取り上げておりましたが、都市計画法できちっと定められた秩序ある住宅・都市を形成するために都市計画法を制定して、その指定を大篠地域にしたということなんです、全然秩序ある開発にはなっておりません。例えば、通学路に歩道がとれないとか、都市計画法というのは一体何ならということ、通告してありませんので問題提起だけにとどめておきますが、解決策があればまた考えていただきたいと思います。

そしてもう一点は、アメリカ大統領にトランプさんが、まだ就任していませんが、大統領選挙で勝利をいたしました。それで、国境に移民の防ぐ壩をつくると言っておりますけれども、アメリカ人自身がヨーロッパからサンフラワーじゃない、あれはメイフラワーですかね、メイフラワーに乗って、ヨーロッパ貴族の食いつぱぐれかはどうかわかりませんが、白人たちが不法移民をしてきたのが今のアメリカ合衆国の始まりなんです。この間も新聞に出ちよりました。先住民の皆さんがパイプラインの建設に反対をして、それは中止をしたと記事が出ておりましたが、アメリカはインディアンの国なんです。その国に、国としての体をなしていない、たまたま文字も知らない、政府を形成していない、そういうところにヨーロッパの白人がメイフラワーに乗って建国をしたと、これがアメリカ合衆国の始まりでございますので、今さらよその国から移民するのはけしからんというのは、甚だ自分がやってきた行為に対して言っている言葉だというふうに私は感じております。

そして12月8日は、アメリカでは12月7日付だそうですが、真珠湾攻撃、三重県に真珠湾があるという若い方もおるようですが、私は真珠湾というのは知っております。この対米戦争が開始をされました。これは宣戦布告なき戦争だというふうに言われておりますが、宣戦布告が

ないけれども、当然スパイ合戦をやっておりますので、あの真珠湾の軍艦が入港している状況は日本人のスパイがずっと監視しているわけです。それで、軍事電報も全部解読をしているということで、真珠湾攻撃の前の日に2隻、航空母艦が静かに港を出ていったという報道も、テレビだったか新聞だったか、見たことがございます。そして攻撃が済んでからまた静かに帰ってきたと、ですからちゃんと攻撃があるということは解読をされておったと、それで2隻の航空母艦を退避をさせたと。そういうこともありますので、アメリカは何らかの参戦する手がかりが欲しいと、戦意を上げるための。で、あれを容認したのではないかというふうなことも言われておりました。

軍部が悪いとか、国民がそれを見逃したとか、政治家がようとめぎったとか、高新も連載に出ておりますが、もともと日本の侵略性を持った戦争というのは、明治維新にあります。実は、松下村塾の吉田松陰、彼は日本が近隣諸国を征服して、富を手に入れて、そうしないと豊かになれないと、だからそうするんだということをずっと主張してまして、それに乗かって明治維新を起こしたのが明治の元勳と言われる人を中心とした人たちです。それがスタート台にあって、日清、日露に進んで、そして第2次大戦について花開いたというふうに私は見ておりますし。事実、吉田松陰がそういうふうに本当過激なテロ組織で、方針を持ったテロ組織で、世界を侵略して配下におさめて行って利益を得るんだと、これによって日本人民が豊かになる、こういうことを打ち上げたわけです。それが正しいということを私は言いませんけれども、それがずっと引きずって昭和の第2次大戦までいってしまったと、私自身はそう思っております。

また、けさのラジオでは、孫崎享さんがラジオのコメンテーターとして出ておりますが、第2次大戦が終わって、ドイツとかヨーロッパ諸国の敗戦国は、全てあの戦争の原因を究明をして反省をしたと。ところが日本では戦争を起こしたメンバーの一人が戦後に総理大臣になったと、だからこの戦争の調査を正確に、つぶさにようしてないと、こういうところにも問題があるというふうに言っておりました。さすが、世界に派遣され、いろんな情勢を分析されていた孫崎享さんだと、的を射た意見だなというふうに思いました。

ちなみに、アメリカと戦争を起こしたのは、けさのラジオでは10倍の戦力差があると言っていました。新聞では7.何倍ぐらい、ちなみに私も……。

○副議長（岡崎純男君） 土居議員に申します。そろそろ、10分ぐらいの発言でございます。興味深い話でありますので、ぜひ控室の休憩時間でもお話を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○18番（土居篤男君） アメリカへ行ったときに、サンフランシスコの金門橋、あの巨大な

ワイヤーロープを使った橋ができておりました、あの戦争を起こしたときの日本が、75年前に。それだけ技術の差、力の差がある国に戦争をしかけてしまったということではないかと思えます。

それでは、政治姿勢の1番目の十市地区の圃場整備後の地形が変化をしたと、その修正について質問をいたします。

おかげさまで、県営圃場整備事業ということで、県負担、市負担で62ヘクタールの圃場を整備していただきました。ところが、残念ながら湿田地帯であったがために、いろいろな条件で不等沈下を起こしまして、場所によっては基盤が出てしまって、ダンプが通れるぐらいかたい基盤も出ておる田もあります。収量が標準並みにとれません。ちなみに、飼料稲の栽培を補助金をいただいてやっておりますが、稲の場合は稲のわらがあればいいですが、飼料米でやった場合には、最低収量が8俵以上とりなさいと、肥料もやらんと捨てづくりをすることを防止するために、そういう条件がつけてあるわけです。農協と契約して1反当たり8俵売り渡しをなさいとなっております。ところが、十市の圃場整備後の圃場では、私が計算したところ、まわし6俵しかとれないと。田によっては4俵以下のところもある。7俵とれる田もある。平均して6俵ぐらいです、反当。国の補助条件として8俵とれと、これ肥料をやってもとれませんから、これに届かない田に変化をしてしまったと。初めからとれませんでしたけれども、そういう、いやもとはとれてますよ、湿田ですから。工事をしてから、工事完成後、もうそれほどなかなか基盤を入れた関係で高度も15センチしかありませんので、なかなかとれないわけですが、それでもなおそれ以下に大幅に減るといふ、そういう田んぼに変化をしております。この基準からしても、この圃場整備事業が結果として余り適切ではなかったと、工事自体はやらなければならんということ踏み切ったわけですが、それで反当20万円の負担金を、県営ですから支払いました。

ここで言いたいのは、担い手育成事業ですから、当てる方と当たる方が違いまして、人の田を耕していると。30%は必ず担い手に集積をなさいという条件がありますので、どうしても他人の土地をたくさん耕作するということが生じます。その土地が不等沈下がとまらないし、表土が沈下したら低いほうへ表土をかきまますので基盤が出てくると、そういう現象が起こって、それを下がったところへは耕土を入れると。毎年やらないかんわけです。自分の土地でないものを、土を買って人に入れてもらおうとかいうことをずっと続けなければならないわけです。基盤が出たところは、30センチ、20センチぐらいはかき取ってきれいな耕土を表面に敷いていくと、そういう作業をしなければ7俵、8俵とれる田にはならないわけです。ですから、自分の

田なら自分で直しますが、人の田を相当工事量になります、直し続けるということはちょっと耐えがたいものではないかと思えます。

そこで、県の事業を起こしてもらえるかどうかわかりませんが、公でこの修繕工事を、沈下が継続して起こりますので、1回だけの工事でなく、ある程度継続した方法で実施できないかということ要望するものであります。当然、間に表土の確保とその置き場を構えたりせないきませんが、そういうことも継続して、市のほうで事業としてやってもらいたいということでございます。

それから2つ目は、前議会で私は太陽光発電での農地の転用に関して要望いたしました。農業委員会も性格が変わって、市長の諮問機関になったとき、少しは構ん土地は太陽光発電を許可したらどうぞという質問をしましたが、議事録と議会だよりの答弁が内容が違いますけれども、議事録のほうがわかりやすく書いてあります。議会だよりのほうが、読み上げてみますと、転用してほしいがと、農家は米価も安いし経営も厳しい、転用を認めてくれという質問に対して、「農地は国民の生活の糧を生み出す大切な資源であり、有効な農業施策を導入し、担い手を育成し、優良な農地を確保して食料自給率の向上を図らなければならないと考えています。農地から太陽光発電施設への転用の規制緩和は、食料自給率向上と住民生活の安定の面からも、安易になされるべきではないと考えます。」こういう非常に美しい言葉で、担い手を育成し優良な農地を確保して自給率を高めなければならないと、安易に転用してはならないという御答弁でございますが、世界の人口増で飢餓人口がふえているのは私も知っております。じゃあ、これだけ美しい答弁をする南国市が、その世界の飢餓の解消のために、県や国ももちろんなんです、市は何をしているか。こういうふうに答弁して解説するだけなら、しないほうがいいとは言いませんけれども、せっかくこういう理想を打ち上げるやったら、その飢餓解消のためにこうやっているという答弁をお聞きをしたいと思えます。自給率向上のためのいかなる政策を実行しているのか、国、県、市の政策は飢餓解決の政策を打っているのか。

具体的に聞きますと、学校給食で使用するみそは手づくりと前議会でもお聞きをしました。国産大豆をしているとは思いますが、この学校給食が使う大豆の生産に市が積極的に補助を行って奨励しているかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

なお、いろいろ農地は大切ですよということはわかります。けれども、日本の人口が、何年後か忘れましたが、1億二千数百万人です、今は。それが8,000万人になるというふうなことを見ました。1億二千数百万が8,000万というてもぴんとこないと思えますので、わかりやすく言いますと、3人おる日本人が2人になるということです。わかりよいろ。おにぎり3個つ

くらないかざったが2個でええようになるわけよ。日本酒3本消費するが2本でええようになる。こういう格好になりますので、車が3台売れるが2台しか売れなくなると、40年か50年後には。そういう、恐るべき日本の人口減少が予測をされております。

具体的には、これも報道でちょっと聞いただけですが、1年間で60万人減っておりますと。大阪市の人口が60万人、毎年大阪市の人口ぐらいがぽんぽん減っていくと。高知も七十数万人だと。高知県に近い人口が日本全国でだんだん減っていくと。大変な、危機的な状況だと思えますが。そういう飢餓の解決のために何かしゅうかよと、かく言う私も気がとがめてなりません。毎日山海の珍味をあさりながら、たらふくアルコールを摂取しておりますが、どうもやっぱり飢餓の写真を見るたびに、私のこの暴飲暴食がとがめてなりません。近所におりゃあ、うんと援助もしますが、何かこうとがめます。何かできることはないかなあという、非常に偉そうなことを言いもって、何な、おんしゃあ何しよらや、何食いよらや、何飲みよらや言われそうで、どうもやっぱり気がめいりますけれども。市がきれいな答弁を前議会でいただいておりますので、じゃあほんなら飢餓解消のために南国市は何かやりよりますか、ということをお尋ねしたいと思います。

次に、中学校給食についてであります。もうちょっと早くから取り組んだらよかったんですが、給食センターをやって、センター方式でやるということで進んでおりましたので、余り深く考えませんでしたけれども、念願の中学校給食が実施をされるということになりました。今、工事も始まっております。小学校では全国に誇れる自校方式で日々発展をして、全国から行政視察がひっきりなしのようでございます。願わくば、小学校給食に負けないような南国市の中学校給食を期待するところでございます。

先ほども言いましたように、建物の建築ははっきりしましたが、運営の主体をどうするのか、市が主体的に経営するのか、別なのか。そして地産地消をどのように具体的に取り組んでいくのか、注目をしております。どのような運営体で行うのか、地産地消の精神が引き継がれるかどうか、どのような方針を考えているか、お聞きをしたいと思います。

施政方針では、調理と配送は民間委託としておりますが、果たして各学校の自校方式とセンター方式でどちらが有利か、経済的に安く同じものがつくれるか。センター方式が有利というふうに私は思いません、どうも疑問に思えます。今さら自校方式に切りかえるわけにもいきませんけれども、当然検討していると思っておりますので、各校方式でやることとセンター方式でやること。炊飯器の数は変わりませんので、同じように1カ所で作っても1,200食つくらないきません。4校で作っても1,200食つくらないきません。調理器具は1,200食分が炊飯器であれ

ば要るわけなんです、これに輸送の手間が、12時までにかっちり4校に配送するというのを考えますと、1台で順番に回るわけにはいきません。車も4台以上要ります。

そういうことを考えますと、自校方式が経済的ではなかったのか、ただ食えるものをつくりやええというもんでもないし、アレルギー食も各学校ごとに内容を違えたアレルギー食をつくらないかんのではないかと、こういう複雑な工程もあります。こういうことを細かく分析して費用積算をしたのか。したのであればその分析した結果を示してもらいたい。雇用人数、作業量、その他です。

2番目の農業生産者への補助金ということなんです、南国市の認定農業者数は、平成26年度市の実施計画によりますと219名でございます。28年7月1日現在では認定農業者、名簿をいただきましたが245名で、うち稲作中心というのが18名ぐらいです。ハウスプラス稲というのはおいでます。しかし、稲作中心でハウスをちょこっとやって足して経営していると、稲中心の人が18名しかおりません。いかに、稲作中心の認定農業者が少ないかということです。稲作中心の農業が、いかに厳しいかということが出ておると思います。

ところが、この認定農業者になれない稲作農業者は、人・農地プラン、地域農業マスタープラン、農協なんか地域でそういう計画を練ったときに、その名簿に登録する人、登録することができる人があります。これは圃場整備事業で農地を借り受け、集約率にカウントされる人、には当たります。農地は貸してもらえなくても認定農業者にはなれないと、収入基準が合わない、という2通りの農業者がおります。

ここで問題に私がしたいのは、農機具購入時の補助金が受けれるかどうかでございます。認定農業者は補助を受けることができる。しかし、人・農地プランに名簿掲載された人は受けることができません。人・農地プランで、これからあなたがこの地域の農業の中心になって米作やってくださいよという名簿に載っても、機械買うときの補助金は受けられません。結局、米作農業中心の農家は、所得が認定農業者の水準を超えることが非常に困難だということです。

ところが、人・農地プランに載った方も規模を拡大してやりたい、機械も大型機械を買いたい、妙にけど補助金もらえない。大型機械買わんと規模拡大もできませんから、そういうことが起こっているわけです。個々に水田、米作で担い手認定農業者を目指しても、あなたはラインにかかりませんからということで補助対象になりませんと、冷たく切り捨てられておるわけです。

その一方で、ハウス園芸主体の認定農業者になったといいましても、国の政策援助や県、市の政策援助で高所得を確保することになったのではありません。たまたま高知県では、国のお

かげではなくハウス園芸ができるという大変恵まれた土地柄でございましたので、ハウスが発達をしたと。ハウス園芸の発達は農民の工夫、あるいは気候、地域の特性を生かしてハウス園芸が発展してきたもので、その結果、認定農業者がたくさんふえた。国のおかげでふえたがじゃありません、これは。何か、国のおかげで認定農業者になったので、認定農業者がふえたとき、国がええ農業政策をやりゆうというふうに、そういうふうに見えるように仕向けられておりますが、決してそうではありません。

いろいろ愚痴と申しますが、農政の欠点をあげつらっても何にもなりませんので、改めてここで認定農業者に限った農機具購入時の補助を人・農地プランの対象者にも適用できる制度をつくれ。これが私の答弁を求めたい質問でございます。

高知新聞にも報道されておりましたので、あえて名前を言わせていただきますが、稲生の戸梶さんという方が御夫婦で帰ってきて、稲生で稲作農業を中心に頑張りたいというふうに出ておりました。彼が言うには、人・農地プランに位置づけられておるそうですが、農機具購入に補助金が受けられないので、大型農業機械を買う上で非常に厳しいと。今それではいかんき、ニラを教えちゃおという人がおって習っているということでございます。このような、米作農業に非常に冷たい農政ではなく温かい農政、若い後継者が喜んで農業に飛び込んでいける農政を南国市が先頭に立って、まずは補助制度をつくるように頑張っていたきたいと、御答弁を求めるものであります。

そしてもう一点は、飼料稲の転作補助金が減らされるのではないかと。今飼料稲を、あるいは飼料米を栽培すれば、農協と契約あるいは畜産農家と契約してやった場合には、反当8万円支給されることとなっております。これも高新だったと思いますが、財務省の官僚が飼料米への転作がふえたので、主食米の生産が減り米価が上がった。その結果、米の消費が減少した。だから、飼料稲の補助金を減らし主食米の生産をふやさなくてはならない、と発言したという記事が出ておりました。無責任な発言を官僚はするもんだなあと思いましたが、飼料稲の転作補助金が下げられるのかどうか、どのように国の方針を見ているのか、お聞きをしたいと思います。

次に、4番目に庁舎管理についてであります。

南国市役所の庁舎、南国市大堀甲2301番地B1、ここの庁舎の番地の地下なんです、これを事務所として一般社団法人南国市土地開発機構が設立、登記されております。これは法務局ですぐとれますので、登記した登記簿の写しをとってみました。この問題は、9月議会で今西議員が質問をしております。今西議員に対する答弁を見ますと、一般社団法人南国市土地

開発機構、以下「機構」という場合がありますが、の設立及び庁舎に入居に至った経緯についてでございますが、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区から本市に、本市の地域振興、地域貢献に積極的に取り組んでいきたいとの話があり、平成24年度に最初の意見交換会を持った。それ以降、毎年1回、南国市のまちづくりや空き家対策を初めとするいろいろな行政課題等について、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区と意見交換を開催し、これまでさまざまな意見や提案をいただいております。これは課長答弁です。

ここで問題の第1は、社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区という組織はありません。22業者は県の高知県宅建協会の名前は出ておりますが、南国地区として組織をつくって、長がおって会議をしてという、そういう組織ではありません。高知県の宅建協会へ入ってますよと、22業者が、そういう名簿だけです。22社は存在するけれども、その組織として責任者や代表する者はいない。したがって、名乗れるものではありません。仮に名乗っても、勝手に名乗っているものであります。

それで答弁では、こうした中、東日本大震災以降、特に平成25年11月のあけぼの街道の全線開通以来、本市に進出したい企業も多くなり、第4次南国市総合計画に「民間による開発について、本市の長期的・有効的な土地利用を勘案しながら支援していきます」と明記しているように、民間の地区計画などによりまして企業団地開発を支援するなどして積極的に企業誘致を図ってまいりたいことから、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会の持っている土地についての情報提供や、用地交渉のノウハウ等について御協力をいただきたいと思いますと考えておりました。考えておるのはいいですが、この部分は正直な南国市側の考えでしょう。

また、公益社団法人県宅建業協会南国地区としても、ここでも南国地区という名前が出てきます、としても個人個人として協力するのではなく、協会として本市に協力したいとのことであったため、お互い情報の交換がスムーズに行えるよう、そして共同でやっていければと、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区のメンバーが中心となって機構を立ち上げたと同っております。伺いまして、立ち上げて、南国地区のこのメンバーが会議をして、何か了解をしてというふうに受けとめたというふうにっております。

その後、市が行う企業団地や住宅団地の開発に係る適地調査及び建設事業の用地相談業務などをサポートしていただき、事業が円滑に行えるようにすることを目的に、平成28年2月24日に機構と土地利用に関する企画相談業務の実施に関して業務委託契約を締結した。市の行う事業について、いつでも手軽に相談や協議が行えるようにするため、庁舎の地下第2会議室を市の業務を行うための執務室として使用しております、との答弁でございました。

問題なのは、公益社団法人宅建協会南国地区として、個人個人が協力するのではなく協会として協力したいので、南国地区のメンバーが中心となって機構をつくった、とされておりますが、個人個人でなく機構としてつくった言っておりますが、機構としてと言いながら、結局、地区を代表するのではなく、この機構というのは、数名の方々が立ち上げた組織でございます。初めにも言いましたように、南国地区の会議や相談もなされていないのでございます。南国地区を代表すると市が勝手に思い込んでいるのではないかと。南国地区の代表でないとなれば個人企業に市有財産を貸すことになります。

いろいろこの機構と業務契約をしておりますが、いわゆる一般の宅建業者であり、コンサルティングに加え、不動産売買や宅地造成事業まで行えるのがこの機構でございます。その機構が南国市の地下に登記をされたということでございます。不動産業の業者として知事登録もしており、会費も納めております。つまり、市役所地下1階第2会議室で南国市の相談業務をしながら不動産の売買・賃貸や宅地造成までできるとなります。ここでは、市のほうが南国市の宅建協会代表と思い込み、機構に貸し付けているということができません。市が思うこと、市が解釈している内容と事実が違うということではないでしょうか。いわゆる思い違いであるということでございます。つまり、錯誤があった。錯誤により発生した契約は白紙にすべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

この問いの2つ目の中身は、契約書が28年2月24日から平成30年3月31日となっております。この機構の免許有効期間は28年5月31日より平成33年5月30日までとなっております。この業務委託契約終了後の契約はどうするのか、機構との契約した時点で、もうこれから先の、平成30年3月31日から先の話もできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

今後、都市計画法の運用が相当見直されてきて、市が独自に判断できるということも聞いたことがあります。そのような知識のある人、例えば県の退職者など宅地建物関係の有資格者を配置して、こういう一業者でなくて、そういう方を市が直接、金も要りますけれども、雇って配置をすると、退職者でも。市民から見ても公正公平に見える市政にすべきでないか。今後どのように考えていくか、お尋ねをしたいと思います。

また、この機構との契約で、契約の業務遂行するための執務室と位置づけているという答弁でございますが、執務と言えは聞こえがいいですが、要するに、何回も繰り返しておりますが、業を営むことができる特定の業者に市の情報、方針を真っ先に知らせることが果たして良識ある市民から見てどう見えるか。便宜供与でしかない、とも映ります。市の業務は公正、公明性を求められておるとは思いますが、そうした市の姿勢が問われているのではないのでしょうか。私

も違法であるとは思いませんが、この市の姿勢が公正、公明、問われているのではないかと
うふうに思います。

そして、揚げ足とるようで悪いですが、前議会で副市長答弁では、皆さんの総意で設立した
ということになっております、と人ごとのような答弁でございます。きちんと、宅建業界の南
国地区の総会で、出席者多数で了承したものかどうか、確認してから答弁すべきではないで
しょうか。皆さんの総意で設立したということになっております。これではちょっと南国市の答
弁としては、私は受け入れることができません。できれば、今から確認はできないと思いま
すけれども、やっぱり市民から見て公平な市政だというふうに納得がいく答弁が求められると思
います。

以上で私の1問目の質問を終わります。よろしく御答弁をお願いします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 土居篤男議員さんの、十市圃場整備の整備後における地盤の不等
沈下について改善する施策はないか、についてお答えいたします。

当時の県担当者に、事業実施から改良までの間、土地改良区とどのように協議したのか確認
をしました。当時、十市圃場整備事業を実施するに当たり、地元土地改良区からの強い要請に
より、県営事業として着手したものでございます。本地区は、泥炭層が厚く存在しているため、
沈下が生じることを前提として実施されました。事業の実施期間中は、沈下すればその都度補
修を行い、最終的には土地改良区も納得した上で換地を行ったようであります。土地改良区に
おいても、沈下した部分を補修するために、表土を確保して対応していました。沈下部分は稲
の収益が上がらず、土地改良区としましても大変苦慮しているところであるというお話であり
ますが、現時点では財源として国、県の補助事業の導入は見込めないため、単独事業となりま
すが、土地区画整理事業、工業団地整備事業の残土利用などを含めた対応策を検討し、耕作へ
の影響を最小限に抑えられるよう支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 土居篤男議員の自給率向上、そして農業振興策についての御
質問にお答えいたします。

我が国の供給熱量ベースの食料自給率は、昭和40年度には73%ありましたが、元年度は50%

を切り、長期的に低下傾向が続いており、今は40%を切っている状況です。この低下の要因に、国ベースの話でございしますが、食生活が大きく変化し、国内で自給可能な米の消費が減少する一方、国内では生産が困難なトウモロコシなどの飼料作物や大豆などの油糧種子を使用する畜産物や油脂類の消費が増加したことや、食の外部化の進展に伴う加工、業務用需要の高まりに国内農業が十分対応し切れていない面があります。

その対応策としまして、戸別所得補償制度を導入し、意欲ある全ての農業者が農業を継続できる環境を整え、品質や安全・安心といった消費者ニーズに合った生産体制への転換を進めること。そして、農業・農村の有する資源を有効に活用し、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることを通して、6次産業化を進める取り組みがございします。現在の産振計画にある農業クラスター計画などが現実的なものでございします。

具体例としまして、生産面では、水田などの生産資源の最大活用。高知県にはそぐいませんが、二毛作による小麦の作付の飛躍的拡大。経営感覚にすぐれた担い手による需要に即した生産の推進や農業と食品産業の連携強化・技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上を図る。また、農地につきましては、遊休農地解消のための取り組みなどを行い、転用規制を通じた農地の確保と効率的な農地利用の推進があります。

次に、消費面では、人口減少社会、高齢化社会の一層の進行が見込まれる中で、従来以上に消費者理解を得ながら潜在的需要の掘り起こしなどを進め、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境の形成が必要です。大豆加工品につきましても、国産大豆の使用割合の大幅引き上げの取り組みと食育の推進、国産農産物に対する消費者の信頼の確保と消費拡大、地産地消の推進がございします。

自給率向上に向けては、平素から農地・農業用水等の農業資源の確保、農業の担い手の確保や育成、農業技術水準の向上などを推進し、食糧供給力の強化を図ることを国内生産の増大や不足時における食料の安定供給の確保につながり、自国の資源を有効利用して食料の安定供給を図ることは、ひいては世界の食糧需給の安定につながると考えております。

次に、大豆生産に対する生産奨励の御質問でございしますが、国の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成がございします。基幹作物としましては反当3万5,000円、水稻の裏作としての二毛作でございしますれば反当1万5,000円の奨励金があります。しかしながら、大豆は水はけのよい土地を好みます。本市では、転作作物としてはなかなか浸透していないのが実情で、売り先もほとんどが農産物直販所にとどまっておりますし、大豆栽培を大規模に取り組む場合には、収穫機械などの導入という面でクリアしなければならない問題がございします。

次に、認定農業者制度につきまして答弁いたします。

農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、みずからの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を行うものが認定農業者制度でございます。

本市では、基本構想における具体的な経営の指標として、農業経営の発展を目指し、農業をなりわいとする農業者に対して、1経営体当たりおおむね400万円程度の年間農業所得、主たる事業者1人当たり2,000時間程度の年間労働時間の水準を示し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとしております。議員から、水稻中心の経営では当該水準に達することは困難との御意見もございますが、農業者本人の工夫により、水稻中心の経営で水準に達している農業者もおいでます。当制度は、補助金を出すための制度ではなく、農業者みずからが経営を維持・発展させることができる自立した経営体を育成していくための制度であることから、一定の所得目標を示していることは御理解ください。

一方、農地の維持という点では、水田稲作における農地の利用は重要であり、認定農業者制度とは別に人・農地プランの活用が図られているところでございます。例えば、農機具等の購入を費用補助する経営体育成支援事業費補助金は、プランに中心経営体として位置づけられたものを対象としておりまして、認定農業者でなくても活用できますし、圃場整備事業においてもプランの中心経営体は担い手として考えられており、JAや金融機関で認定農業者が要件としない融資を受けることも可能でございます。

確かに、認定農業者しか利用できない低金利の融資があったり、補助金を受ける際に認定農業者であることが有利に働いたりする場合はございますが、国としては、プランの中心経営体は今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度を活用し、各種支援措置を利用して効率的かつ安定的な経営を実現することが望ましいと考えておりまして、集落、地域の関係者の話し合いによりプランが作成された市町村において、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、プランとの整合性を図り、当該中心経営体が認定されるよう配慮することを市町村に求めております。

しかしながら、中心経営体であるというだけで認定農業者として認定することは適切ではございません。御相談のあった農業者には、認定農業者となった際に活用する事業、独自の取り組みなどをもとに、将来的に安定した経営となるよう計画を立て、申請を行っていただくよう誘導しております。

次に、飼料稲、飼料米の転作補助金についてでございますが、議員言われた飼料用米への転

作がふえたので、主食用米の生産が減り米価が上がった。その結果、米の消費が減少した。だから、飼料稲への補助金を減らし、主食用米の生産をふやさなくてはならない、という記事のことです。議員も御存じのように、現在主食用米の供給が需要を上回り、米価の低迷が続いていますが、その要因は国内の過剰作付だけでなく、外国産米の流入も大きな要因となっております。米価が上がったといっても、いまだ生産コストをカバーできる米価には戻っていない現実を十分理解しなければならないと思います。主食用米は、飼料用米への転換が進み、27、28年度と生産数量目標を達成し、過剰作付を解消する原動力となり、価格も回復基調にあります。一方で、財務省審議員の提言は、転作助成金は財政負担のみならず、消費者負担にもつながっていると批判的なものです。

最後に、転作助成のあり方は、転作物で主食用米並みの所得を確保し、主食用米の生産を抑えるというものでございますので、その見直しを求めておまして、飼料用米よりも収益性の高い野菜への生産拡大への転換の必要性を示しておるものは理解はできます。しかしながら、平成30年に米の生産調整は国から産地主導に移行します。国はそれまでに転作を十分定着させ、主食用米の需給改善を進めなければなりません。今、国がすべきことは必要な予算を必要なところに措置することであり、安易な転作助成金の削減は産地の取り組みにとってはブレーキとなりかねず、必要な施策は継続されるべきだと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 土居篤男議員の中学校給食についての御質問にお答えをいたします。

市政報告にもありましたように、中学校給食センターにつきましては、本年10月21日に起工式が行われ、来年6月末に竣工予定で建設が進んでおります。御質問にありました運営方式と審議の経過について御説明をいたします。

最初に、南国市中学校給食実施検討委員会を平成24年10月に立ち上げまして、給食の実施に関する具体的方策について審議を行い、平成25年2月に答申をいただきました。その答申やパブリックコメントをもとにし、市教育委員会で協議をして、その中で調理方式については小中連携した食に関する指導の観点から見ると自校方式が理想であるが、調理場の建設問題やコスト面、安全で安心な給食の継続的な運営、さらには生徒数の今後の減少など、また中学校給食の早期実施や防災対策を考えると、センター方式が現実的であると考え、との結論に至り、市長に提言を行い、センター方式が決定されました。その後、平成27年10月に、給食センター

の運営方式や地産地消の推進に関することについて協議を行う南国市学校給食センター整備事業運営委員会を設置して、審議を行ってまいりました。

学校給食法に基づいた学校給食は、調理業務の内容として、1点目は献立の作成、2点目は物資の選定・発注、3点目は食材の検収、4点目は調理作業、5点目は検食の実施、6点目は配缶・配送、7点目はコンテナ回収、8点目は食器具の洗浄・消毒保管、9点目は清掃、10点目は保存食の確保、11点目としては残滓処理等がございます。

運営委員会では、それぞれについて審議、検討を行い、市としましては、設置者が直接責任を持って実施すべきものである献立の作成、並びに食の安全確保や栄養管理等の面から献立の作成業務と密接な関連がある物資の選定・発注、食材の検収、検食の実施を行うこととして、この点以外の調理作業、配缶・配送、コンテナ回収等は民間委託とすることといたしました。

経費の試算につきましても、直営方式による試算と県内の他市町村における委託料を調査をいたし、比較検討もいたしました。さらには、地産地消の推進やドライシステムの導入及びアレルギー対策調理スペースも確保し、安心・安全な給食の提供についても検討を行い、直営方式、民間委託方式、それぞれの優位性はあるものの、現状を考えれば一部民間委託方式を取り入れることが現実的であることを市長に具申をし、今議会の市政報告にある結論に至りました。

今後は、受配校の施設整備の工事や配送に関する整備、中学校における食育の指導計画の整備、会計システムの構築等、まだまだ取り組むべき課題は多くありますが、中学校給食の円滑な実施に向けまして全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御支援、御協力もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 吉川副市長。

〔副市長 吉川宏幸君登壇〕

○副市長（吉川宏幸君） 土居篤男議員さんの庁舎管理についての御質問にお答えいたします。

業務委託契約を白紙にすべきではということにつきましては、一般社団法人南国市土地開発機構の設立に至った経緯は、本年9月議会で今西議員さんの質問にお答えしたとおりでございます。本市と公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区との行政課題についての意見交換会の場で、宅建業協会南国地区として本市の地域振興に協力をしたいとの話があり、本市も積極的に企業誘致を図っていくため協力をいただきたいことから、業務委託をする方向で話が進み、そうした中で個人個人とではなく、ちゃんとした法人と業務委託を行えるようにと、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区の役員会で設立が承認され、一般社団法人南

国市土地開発機構を設立していただいたのが経緯でございます。このようなことから、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区の役員会で承認された法人であります一般社団法人南国市土地開発機構との業務委託契約の締結には、錯誤があったとは思っておりませんので、契約を白紙にすることは考えておりません。

また、市役所地下の第2会議室はあくまで市の業務を行うためにだけ執務室として使用しているものであり、業務委託契約にある業務内容以外は行えないことになっておりまして、地下会議室で商行為を行うことができないということでございます。

次に、業務委託期間終了後の契約につきましては、業務委託契約の契約期間は平成30年3月31日までとなっておりますが、現時点では契約を更新するのか終了するのか、全く決めておりません。

次に、都市計画法の知識のある、例えば県の退職者などを配置することについては、無償でということにはならないと思われまので、今のところ考えておりませんが、開発許可の部署あるいは将来的に誘致担当業務の専門的な部署ができれば、そういった方の配置も検討しなければならぬと考えております。

そして、一般社団法人南国市土地開発機構設立につきましては、平成27年9月に公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区の役員会が南国地区長の事務所で開催され、役員会に5名の役員全員が出席し、一般社団法人南国市土地開発機構の設立について議論され、設立することが承認され、決定したことでありますので、一般社団法人南国市土地開発機構の設立につきましては、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区の総意であると認識しております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 最後から行きますが、答弁を副市長からいただきました。

南国地区の役員会で承認されたと。副市長、これ市長が確認して断言できますか。私が聞いたところでは、地区としての組織はない、地区長なんかいないというふうに理解をしております。地区長が誰それだというふうに南国市の幹部が思い込んでいるだけじゃないですか。南国地区の参加している業者は、高知県宅建業協会の22社あります。土地開発機構を含めて設立された22社が入っております。この中、この南国地区にある組織だというのが22業者であって、南国地区の協会とか、協会長とか、責任者とかいうのはあるように聞いたことがありませんが、市と話をする方の言い分をそのまま市の幹部が信用して、代表する会社を立ち上げてそれと契

約しようと、もうこういう話になってるだけじゃないですか。ま、たいてい力強く断言をしておりましたので、そういう確信を持っているかもわかりませんが、地区長とかというのはないと聞いておりますので、それは自称地区長ですよと、相談しましたと言うでしょう。しかし、この南国地区の22の会員が組織として長を決めて会議をすとか、誰が責任者で会費を集めるとかいうことは、ないと聞いております。今、副市長の答弁は、副市長の思いだということで、客観的に見てこの南国市の宅建業、市内にある協会、南国地区のメンバーというものは連絡もとっておりませんし、そういうふうに表現はできないはずだと思います。市と接触する方がそういうふうに話をして、やりましたと、地区で話をしてこの業者を立ち上げて、ここで登記をしてそれで契約します、相談に乗っていきますと、それだけの話だというふうに思います。南国地区の役員会で承認されたというふうに副市長は表現をされましたが、承認をされたというのを副市長、市の執行部と接触した方が、こういうふうに言っているというだけではないかと私は言っておきます。

それはそれとして、一業者と契約しても違法ではあるということはいいません。違法ではないでしょう。しかし、業者は22業者おりますので、その22業者から見て南国市のこれから動いていく開発、都計法も変わって運用が変わってくると、市の判断が強くなっていくと、こういう時期に市の考え方、方針がいち早く入手できるという立場の方がこの契約した業者の方でございますので。これに、この会議があったかなかったか別にして、かかわらなかった業者から見れば、特定の業者だけが有利な情報をさっさと手に入れて、庁内では商売せえでも庁外でそれぞれ自分の、設立された法人の役員はそれぞれ宅建業を立ち上げておりますので、5人とも立ち上げておりますので、それぞれここで情報を得て自分の会社でいち早く動けると、こういうことになって、他の業者から見ればそれはおかしいかよと、市は公平、公明正大であるべきじゃないかと。こういう市の行政というのは公平でなければならないというのが私の心配するところでございます、断言をして言い張ったとしても、やっぱり業界から見てそう見えないということは大変大きな問題だと思います。

ぜひ、もうちょっとまだ都計法を緩めて地方自治体に権限を移譲してくるということで、これから行政内容もいろいろ動いてくると思いますので、必要な部署も構えるなりして、県の退職者なりベテランの職員を採用すると、そして宅建業界には公明正大に話をもちかけていくと、そういうことを要請をしておきたいと思います。

最初の十市の圃場整備なんですが、確かに十市の土質については、県も承知済みだ、改良区も承知済みだということなんですが、現実的にこういう変化、田んぼとしてなかなか耕作でき

にくい現象が起こってますので、建設課長の答弁では、補助事業はないけれども、市単になるが対応を検討し支援していきたいということです。何億円もかかる仕事にはならないと思いますので、ぜひこれはこれから調査にも入っていただいて、具体的に動かしていただきたいと思います。

それから、中学校給食については、細かいところまで検討されたようなんですが、給食を調理と配送と、各学校に配って調理員は調理が済んだら後片づけはありますが、その方がついていて各学校で生徒一人一人の食器に盛りつけると、こういうシステムですか。それとも調理した人は別、学校にまた別の人が配置をする、そういうことではないでしょうか。御答弁をお願いしたいと思います。

調理して済んで、後、洗いもあります。仕事が全くなくなるとはいませんが、それから学校へ配送して調理した人たちはどうするか。それはついていってお皿に盛りつけるか。それとも各学校でそれを受け入れて、その方たちが個人個人に、一人一人に配膳するかと。そうすると、やっぱり人が二重に要るき、各学校において調理して配膳した方がまじやないやろうかと思うけど。いろいろ、8時間働かなくても半日働きたい人もおりますので、そういう人も配置できるかわかりませんが、私はそういうふうに感じました。調理して済んだら学校へ行かずに、後片づけはありますが、学校でまた待ちよってそれを配膳すると。やっぱりここら辺に二重手間がありやあせんろうかと、ここをもう一遍、今さらもとへ戻りませんが、もう一遍確認しておきたいと思います。

それから、農業者に対する、要は昔から機械買うときに補助金があるとかないとかいう話も聞いたことありますが、私は補助金もらったことありませんけれども、米作農業というのは機械がよけかかります。ハウス園芸というのは、ハウスではボイラー入れて1,000万円ぐらいかかりますが、米作農業はもっと1,000万円以上かかります、大規模にやろうとすれば。乾燥機とコンバインとか、その他大型機械ですから、1,000万円じゃ足りません。で、上がりが非常に少ないと。米の売り上げがない。ですから、どうしてもハウス園芸主体の農家が認定農業者に多い。その方がお米と一緒に栽培するときには補助金がもらえる。けど、お米主体に、これから4町、5町、6町、7町、8町とふやしたい人は大型機械が欲しいわけなんです、それは補助金がもらえないと。その矛盾を私は解決できないかと要望したわけなんです、聞き漏らしたかもわかりませんが、そういう補助制度が、融資制度はあるということはわかりましたが、融資は返さないきませんので。大規模化していこうとするには、農機具は高価な機械がたくさん構えなければならないということで、そういう点では非常に米作農家のほうが補助金

というのは欲しいわけです。

大分前にハウス園芸農家に聞きましたが、大分昔ですから状況違いますが、1反でハウスショウガつくってどればあ上がらあやというて聞いたら900万円上がると言いました。油代はというたら500万円要ると言いました。それで、あと400万円でビニールハウスの償却、利益が出るわけです。米の場合には、こんな大ざっぱな利益は出ません。ハウスを、ショウガを2室やったら一人前の所得が確保できると思います。今はちょっとわかりませんが、聞いておりませんので。そういう、ボイラーとハウス、燃料をつぎ込みさえすれば、収益が利益が必ず出るわけです。稲というのは今売り上げが、米価が下がった関係で、ほとんど昔の約半分です。大型コンバイン1,000万円軽く超えますし、乗トラも馬力10万円ですので、60馬力で600万円、運転室エアコンつきで800馬力ぐらいの乗トラ入れたら1,000万円かかります。物すごい機械投資ばかりに金がかかります。そういう点で、融資だけではなくて、認定農業者に匹敵するような補助制度をつくるべきだと。答弁で若干ありましたが、そこらあたりが明確にそういう制度があるかどうか、米作専門で拡大しようとするものの農機具購入対策、あるかどうか、もう一遍確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 土居議員言われておる、いいところだけとって業者が商売をするというようなことを言われておるんですが、我々は市との共同で作業をするということを想定して、一人二人の、個々の、自分気に入ったものとかいうような誤解を招かんがために、わざわざ法人登記もしていただいてやっておるつもりでございますので。その辺は言われるような、一人の個人といいますか、これは業者になるわけですが、業者に便宜を図るなどということはさらさら考えたこともございませぬし、誤解のないようにしてもらいたいと思います。

○副議長（岡崎純男君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） 中学校給食について、第2問に御答弁申し上げます。

先ほども申しましたように、民間委託につきましては、調理作業、配送・配缶、コンテナの回収、食器具の洗浄・消毒保管、清掃、保存食の確保、残滓処理等を委託する予定でございますので、当然4校につきましては、特に香長中、それから北陵中、生徒が多いですので、学校のほうに受け入れ等をそのままお願いするわけにはいきませんので、当然民間委託との話、これから交渉、プロポーザルに入りますので、そのことも含めてお願いしていかなくてはならないというふうにご考えておるところです。これから受配校の施設整備の工事、配送に関する整備等、やっていかないきませんので、先ほど申されたことも含めて業者ときちんと話し合いをし

てまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 土居篤男議員の2問目にお答えいたします。

中心経営体の補助金につきまして、基本、人・農地プランにつきましては融資が基本でございます。そのお金を借りる中の10分の3を国費で補助をしよう、ですからお金のない方には、融資の方にはお金、補助をしようと、自己資金がある方には補助しないよというのは、これが経営体育成の補助金の理念でございます。

また、認定農業者の年間所得400万円、これはおおむね400万円でございますので、320万円の経営計画があればいい。そしてこれは実績ではございません。認定農業者の資格を認定してもらうためには5年後の計画を年収320万円にしようという計画でございますので、てんぷらとは申しませんが、今2町つくっちゅうのを5町にして収入を320万円にするよという絵があれば、その計画が現実的であれば認められるというものでございますので。経営体育成支援事業を利用できる人・農地プランと認定農業者は別個に考える、要は両方を併用して自分がええように選んでもらう、そういう誘導を農林水産課としては図っておりますので御理解をください。よろしく申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 土居篤男議員の持ち時間はあと8分です。18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 市長が答弁していただきましたが、私も誤解しちゅうわけでもないし、市がこの人らに独自に利益供与しゅうと言いつうわけでもございません。

ただ、この業者を立ち上げた経過が、この設立登記した5人の方たちが、宅建業協会南国市の協会を代表しているかと。この人たちは代表してやりますよと言うてきたけど、そこが疑問があると言っているわけです。市もそこまで確認してないと思いますので、本当かよということはまだもう詰めませんけれども。要するに22業者がおる中で3業者、4業者が話をして、南国市の業界を代表して会社をつくってやったほうが、もっと客観性があるじゃいかというて、ほんならそれでいこうかのうと、会社、会してつくったきと、ほんならそれでいこういこうと、こういうふうにして動いてきたのが経過だと私は推測をしております。また、そういう業界が会をしてやったということがなければ、それはやっぱり業界の他の人から見て公平かよという見方が当然出てくると。それはほんで南国市が損しゅうぜよと。別に一つも、この人らに一番先情報をやって得することは一つもありません。みんなに情報を入手してもらって、ええ案を出してもらったら一番ええわけなんです。そこが公平性が保ちゅうかということ私を問題

にしているわけです。この人らに特別かわいがっちゃりゆうということは言うつもりはありません。そこをほんで、気をつけてやったほうがよいか、というのが私の言い分です。

確認したかのように、いろいろ副市長断言的に言いましたけれど、議事録見たらわかりますが、次の議会にまたやらせていただくということにして。市民から見て、特定の業者に特定の情報を与えやせんかと、こういうふうに見られないようにしなさいやということを私は言いたいです。市長、答弁があれば。

○副議長（岡崎純男君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 土居議員が言っておることはよく承知いたしました。

ただ、宅建協会のほうからいろんな行政課題、特に宅建協会が関係するような仕事について、いろいろ市長にも行政の代表として物も申したい、意見もあるのでということで話し合い、意見交換をしましょうと言うて、たしか24年だったと思うんですが、申し出がありました。それ以来、毎年一度、1回会をしておるんです、意見交換会をしておるんですが。その会に参加しない会員もおります。あの人なんか会員じゃないかねと言うと、いや、会員やけど出てきたことがないという会員もおります。それは承知しておりますが、だけどその方が来ないからと言って、その5名の方が私は、私の認識としては、その会の代表を務めていないということではないと、私はそういう解釈をしておりますので。詳しくいろいろとまた調べてもみるつもりでございますが、そういう事実もございまして、よろしく申し上げます。

—————*—————

○副議長（岡崎純男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡崎純男君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明9日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時22分 延会